

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人福祉医療機構

令和3年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 令和4年度の改要求の概要

(1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構

(2) 日本公庫（特定）

(参考) 財政投融资の執行状況等

1. 令和4年度の改要求の概要

- (1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構
- (2) 日本公庫（特定）

（参考）財政投融资の執行状況等

1-(1)-1 新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて

- 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて政府方針が示された。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等

（1）医療提供体制の強化

（前略）

- ・ 医療・福祉事業に対する福祉医療機構（WAM）による無利子・無担保等の危機対応融資（厚生労働省）

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

（1）事業者への支援

政府系金融機関による実質無利子・無担保融資及び危機対応融資は来年3月まで継続し、資金繰り支援に万全を期す。新型コロナ特別貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、事業者のニーズに沿った見直しを行った上で来年4月以降も継続する。

（中略）事業者のコロナ禍で発生した債務に対しては、返済猶予を含む既往債務の条件変更、借換、資本金劣後ローンの活用等を行うとともに、ポストコロナの需要回復を見据えた前向きな資金供給に取り組む（後略）。

農林漁業セーフティネット資金等の融資円滑化や実質無利子化等の資金繰り対策を行う。

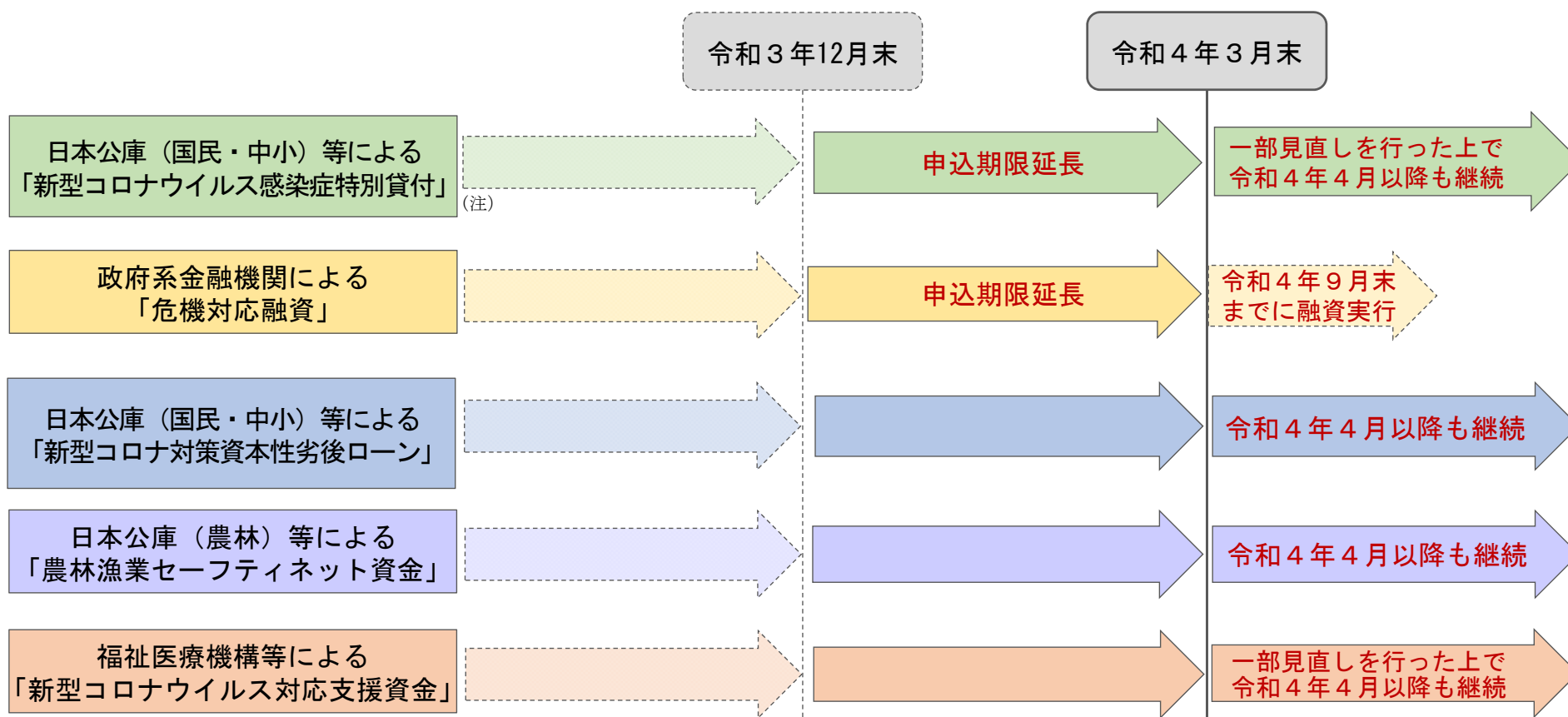
- ・ 日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援（財務省、経済産業省、金融庁、内閣府、農林水産省）

1-(1)-2 新型コロナウイルス感染症関連融資制度の取扱いについて

- 政府方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応の概要については、以下のとおり。
- 各機関は令和4年度の対応を踏まえ、改要求の要・不要等の精査を実施。

政府方針を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応の概要

(令和3年12月9日時点)



(注) 令和4年3月末までの「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の申込みが中小企業基盤整備機構による利子補給（実質無利子化）の対象

1-(1)-3 令和4年度の改要求の概要〔日本公庫（国民・中小）〕

○ 日本政策金融公庫（国民・中小）における財政投融资の改要求は以下のとおり。

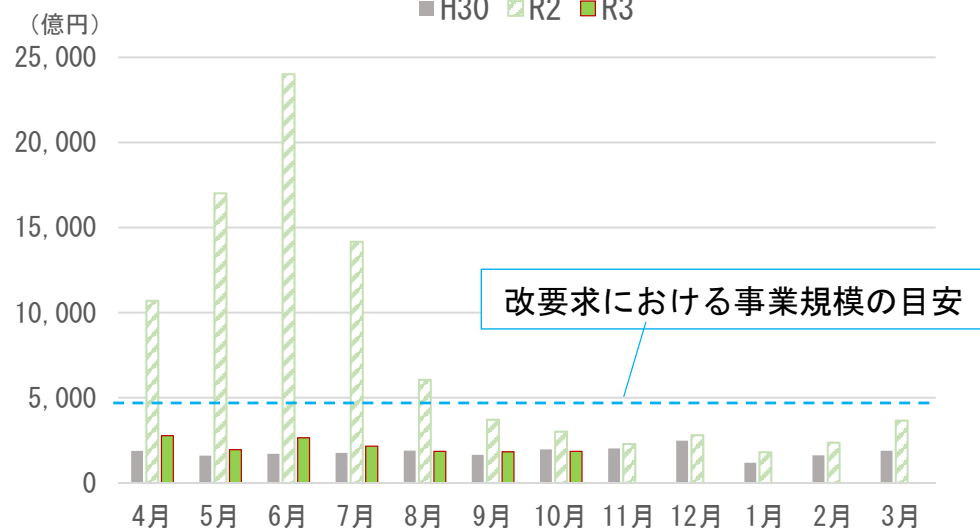
日本公庫（国民）

（単位：億円）

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	130,510	45,010	59,630	14,620
財政投融资	93,013	38,121	23,621	▲14,500
財政融資	90,500	38,000	23,500	▲14,500
産業投資	13	121	121	-
政府保証債	2,500	-	-	-

貸付実績

■H30 ■R2 ■R3



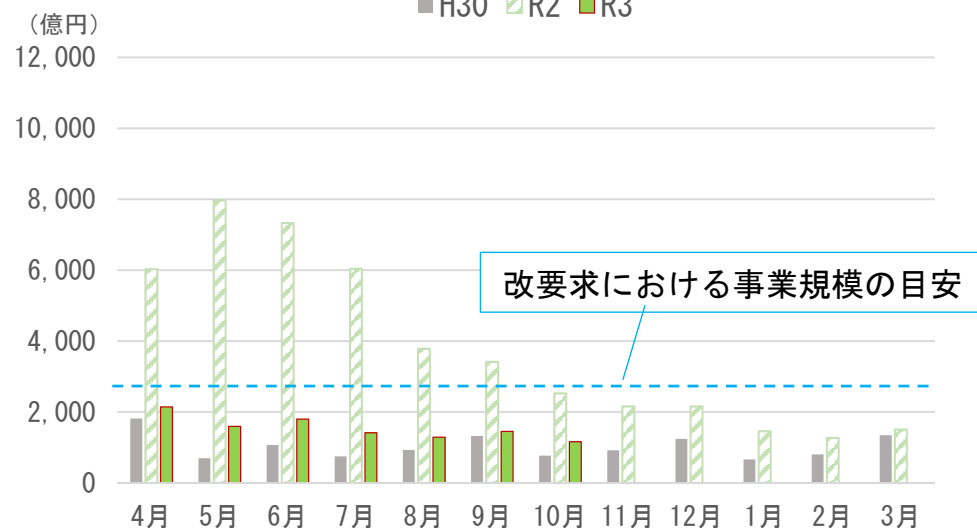
日本公庫（中小）

（単位：億円）

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	62,400	14,400	33,700	19,300
財政投融资	49,354	11,692	11,992	300
財政融資	46,830	11,500	11,800	300
産業投資	24	192	192	-
政府保証債	2,500	-	-	-

貸付実績

■H30 ■R2 ■R3



（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分したもの。

1-(1)-4 令和4年度の改要求の概要〔日本公庫（農林・危機）〕

○ 日本政策金融公庫（農林・危機）における財政投融资の改要求は以下のとおり。

日本公庫（農林）

（単位：億円）

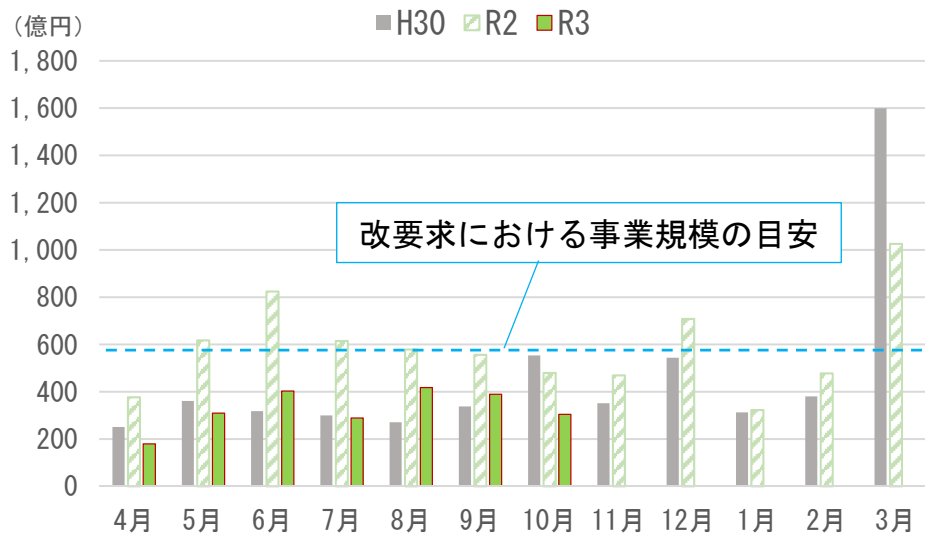
区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	7,910	6,630	7,100	470
財政投融资	7,000	5,800	6,270	470
財政融資	7,000	5,800	6,270	470
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

日本公庫（危機）

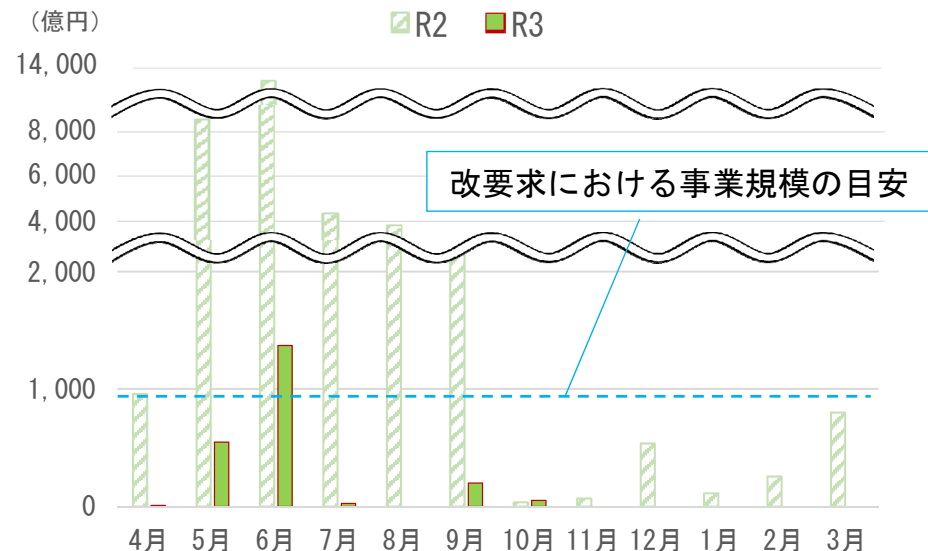
（単位：億円）

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	107,990	1,990	5,740	3,750
財政投融资	100,990	990	4,740	3,750
財政融資	100,990	990	4,740	3,750
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

貸付実績



貸付実績



（注）貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分（危機は6等分）したもの。

1-(1)-5 令和4年度の改要求の概要〔福祉医療機構及び沖縄公庫〕

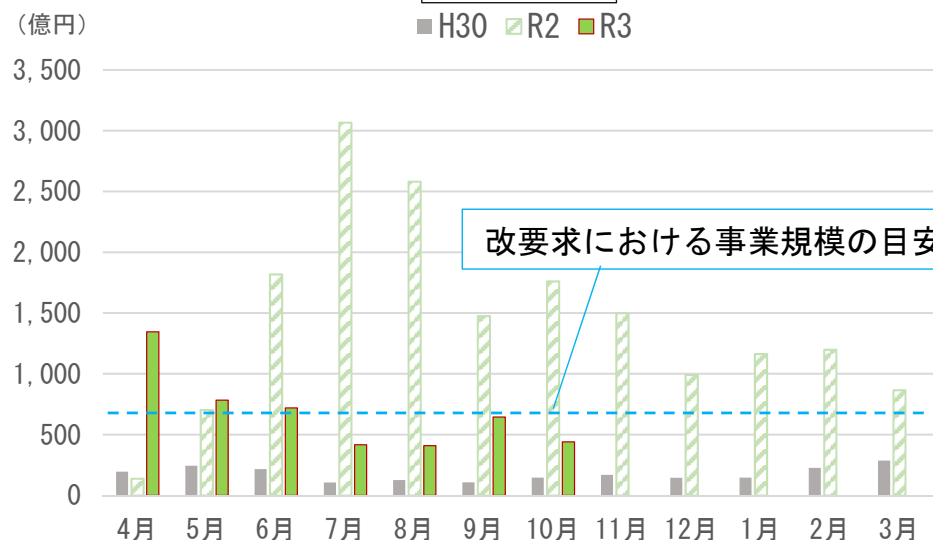
○ 福祉医療機構における財政投融资の改要求は以下のとおり。なお、沖縄公庫については精査の結果、改要求の必要はなかった。

福祉医療機構

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	17,860	2,661	8,686	6,025
財政投融资	16,898	2,579	8,565	5,986
財政融資	16,898	2,579	8,565	5,986
産業投資	-	-	-	-
政府保証債	-	-	-	-

貸付実績



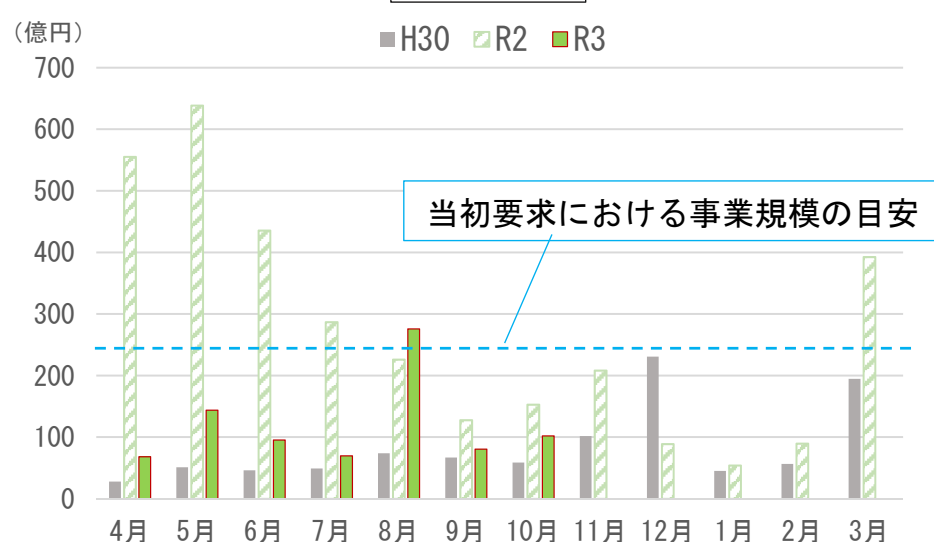
(注) 貸付実績については、事業規模に対する全貸付の実績。また、「改要求（当初要求）における事業規模の目安」については、通年の事業規模を12等分したもの。

(参考) 沖縄公庫

(単位：億円)

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	5,564	2,947	-	-
財政投融资	5,159	2,524	-	-
財政融資	5,137	2,497	-	-
産業投資	22	27	-	-
政府保証債	-	-	-	-

貸付実績



1-(1)-6 令和4年度の改要求の概要 [まとめ]

○ 新型コロナウイルス感染症関連融資を行う機関全体の改要求は以下のとおり。

日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構、沖縄公庫の合計

（単位：億円）

区分	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
事業規模	332,234	73,638	117,803	44,165
財政投融资	272,414	61,706	57,712	▲3,994
財政融資	267,355	61,366	57,372	▲3,994
産業投資	59	340	340	－
政府保証債	5,000	－	－	－

（注）改要求額には沖縄公庫の当初要求額を加えて「改要求の増加額」を記載している。

1-(1)-7 論点

<論点>

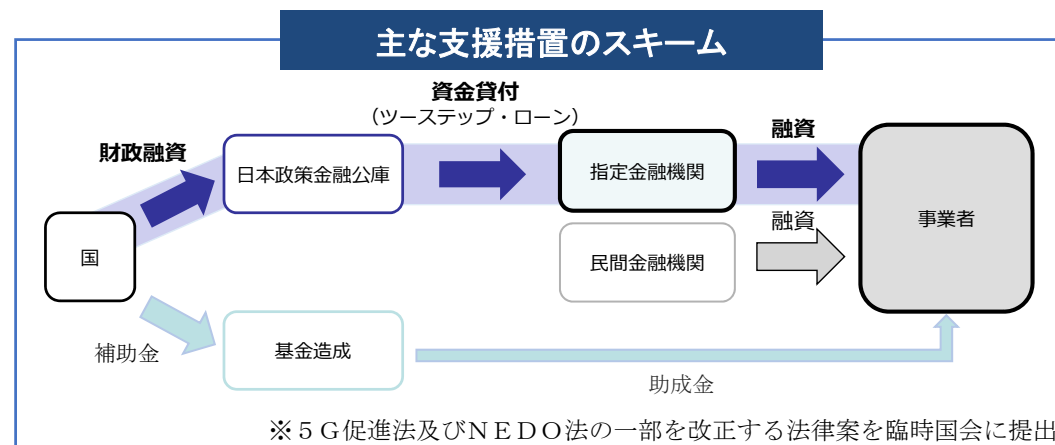
- コロナ対応については、現下の状況や今後の感染再拡大の可能性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症関連融資を行う各機関において十分な事業規模を確保できているのか。
- 新型コロナウイルス感染症関連融資を行う機関全体の改要求額について、当初要求額に比べ財政投融資額は増加していないが、個別機関毎に見ると、日本公庫の危機対応円滑化業務や福祉医療機構などの財政投融資額は増加しており、その償還確実性の観点についてはどのように評価するか。

1-(2) 令和4年度の改要求の概要〔日本公庫（特定）〕

- 今般の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、先端半導体の国内生産を促進するための金融支援として、日本政策金融公庫を通じたツーステップ・ローンにより長期・低利の融資を実施。

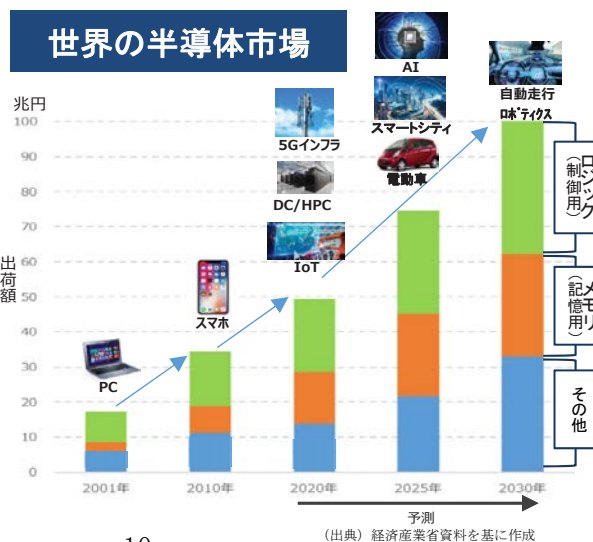
	令和3年度 当初計画額	令和4年度 当初要求額	令和4年度 改要求額	改要求の 増加額
財政投融资	1,950	1,967	2,117	150
財政融資	1,950	1,967	2,117	150
産業投資	—	—	—	—
政府保証	—	—	—	—

（単位：億円）



コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

デジタル社会の基盤となる先端半導体に関する国際共同開発や、生産工場の国内立地を促進するための基金設置を含めた法的枠組みを構築するとともに、サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の国内拠点工場の生産性向上や災害対応強化に資する設備刷新を支援する。



先端半導体の活用イメージ

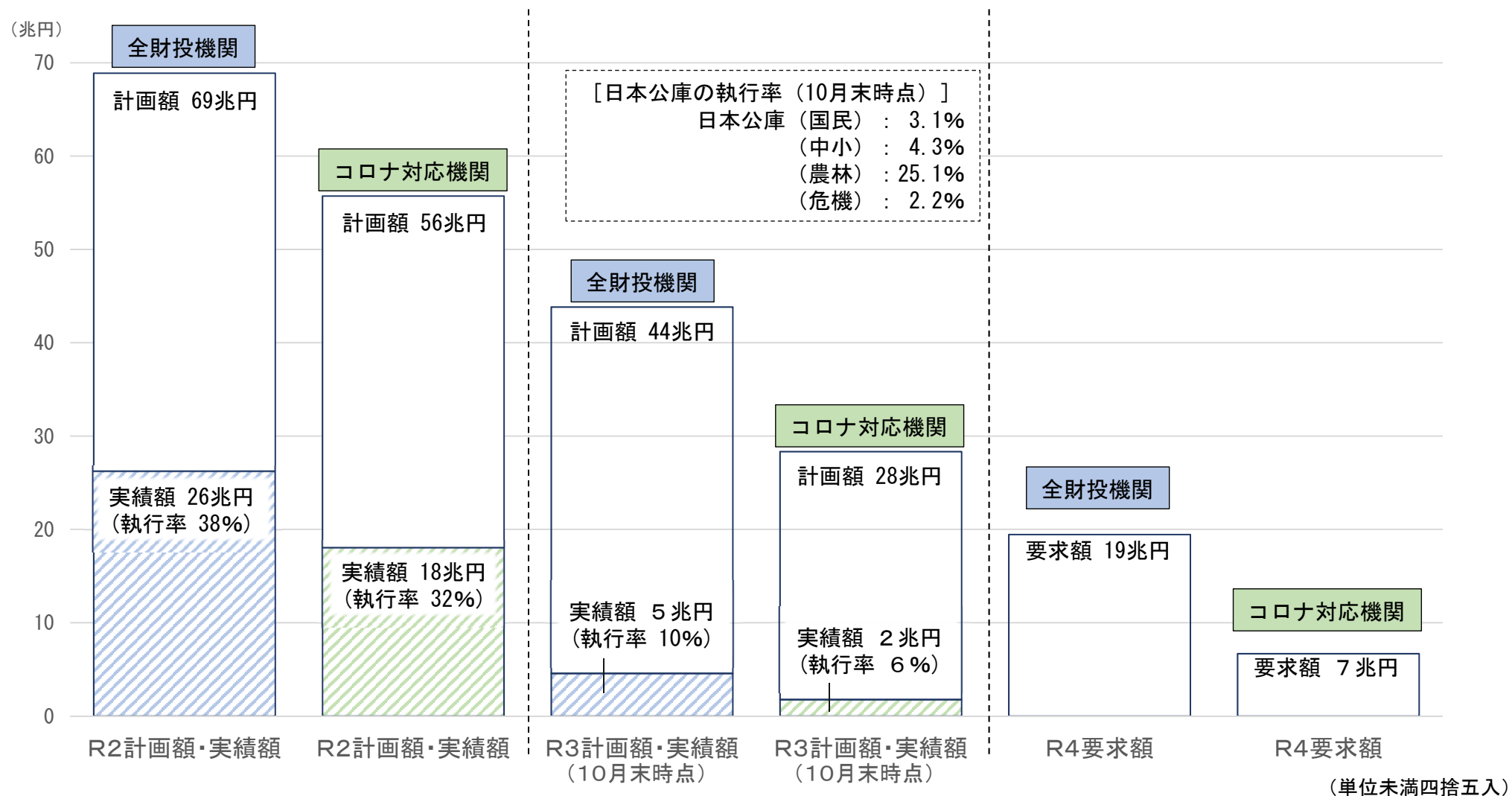


1. 令和4年度の改要求の概要

- (1) 日本公庫（国民・中小・農林・危機）、福祉医療機構
- (2) 日本公庫（特定）

（参考）財政投融资の執行状況等

(参考 1) 財政投融资の執行状況等

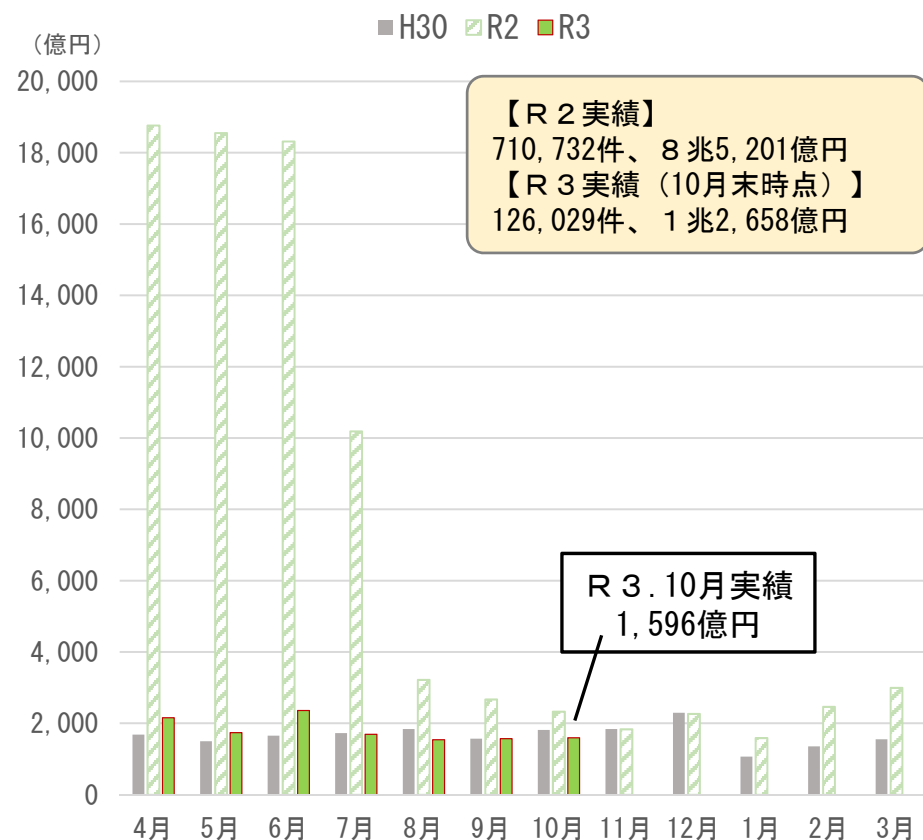


※計画額には、前年度計画額からの繰越分を含む。また、R4要求額は改要求後。

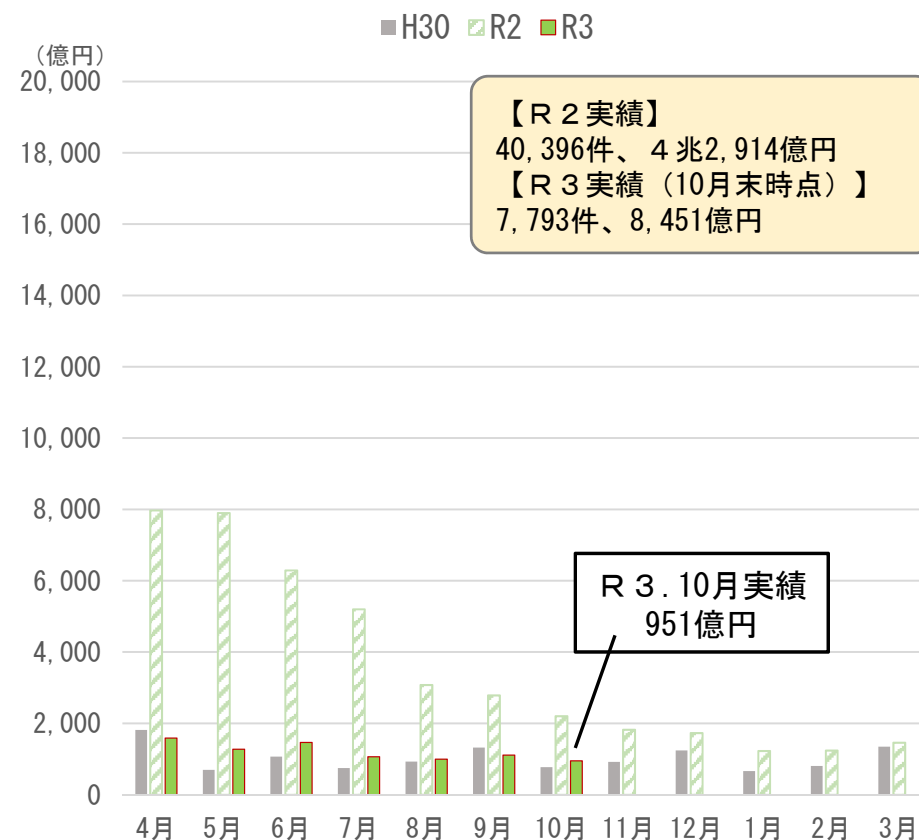
コロナ対応機関は、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、福祉医療機構及び日本政策投資銀行の計。

(参考 2-1) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

日本公庫（国民）



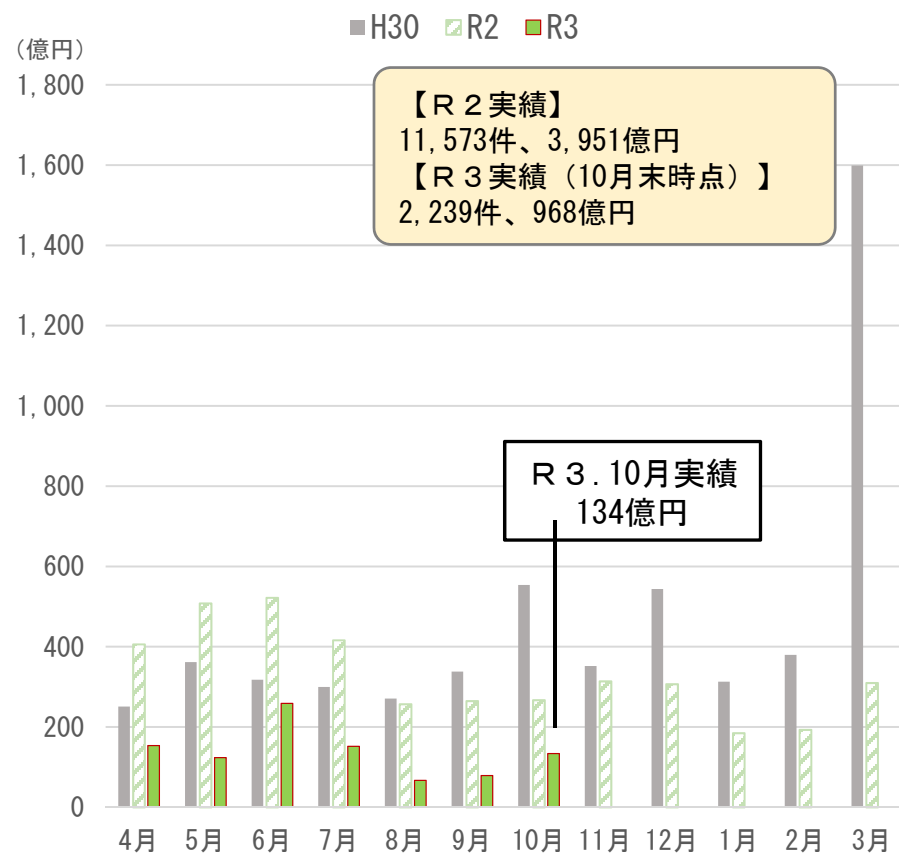
日本公庫（中小）



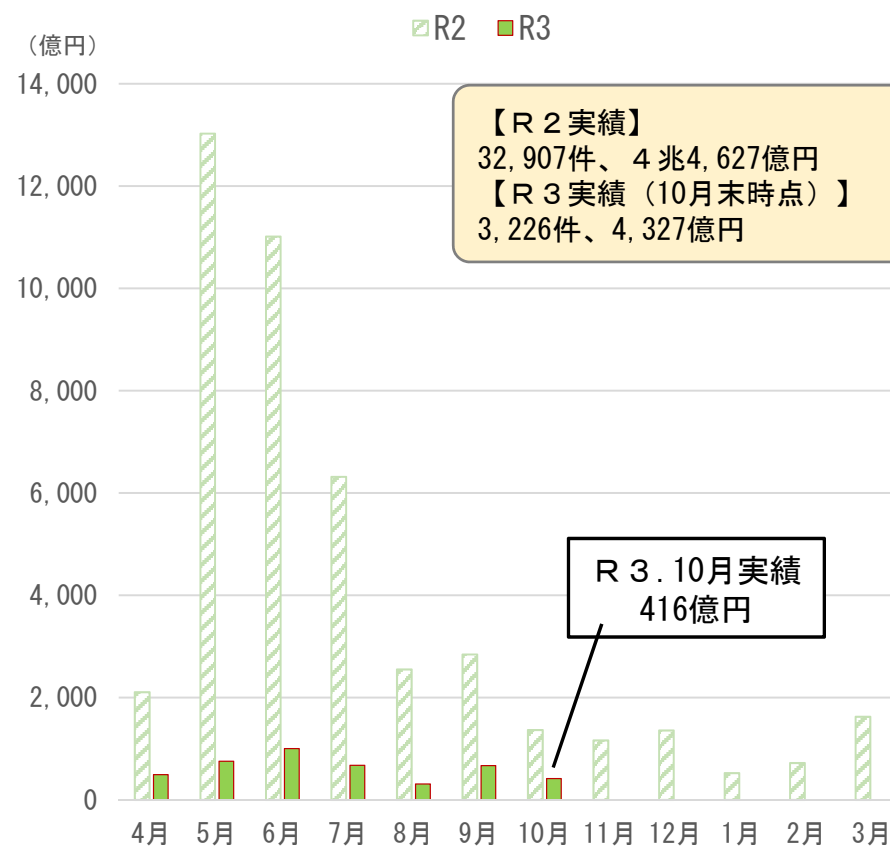
（注）H30は、事業資金全体の実績。R 2 及び R 3 は新型コロナウイルス感染症関連融資のみの実績。

(参考 2-2) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

日本公庫（農林）



日本公庫（危機）

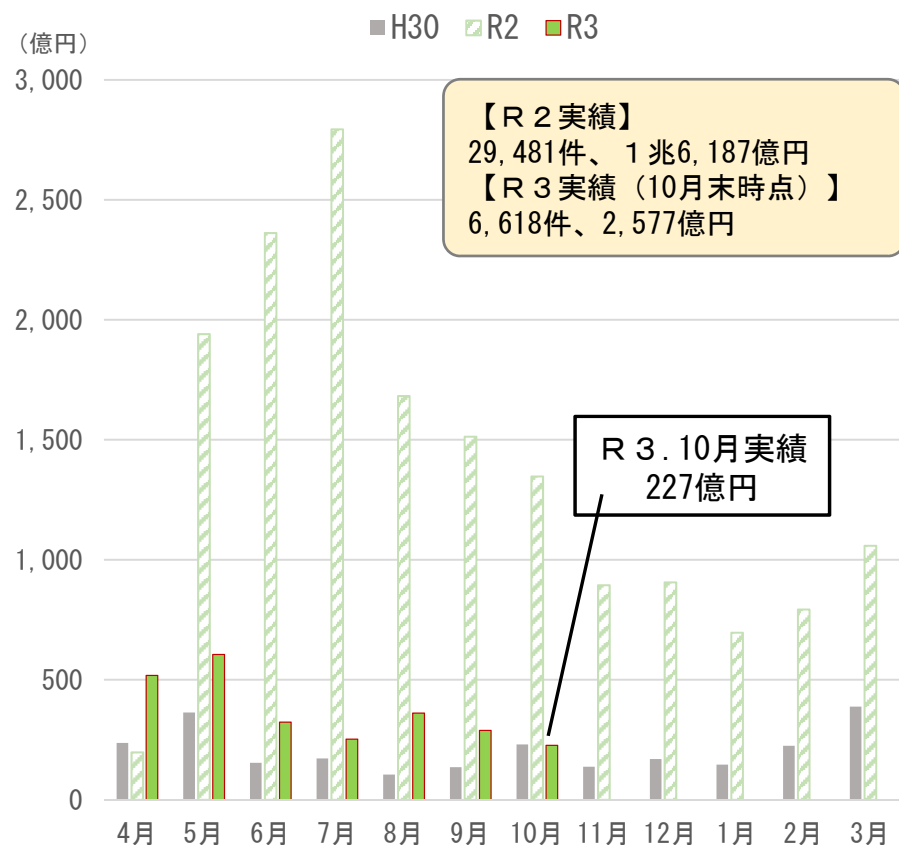


(注1) 日本公庫（農林）のH30は、事業資金全体の実績。R 2 及びR 3 は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績。

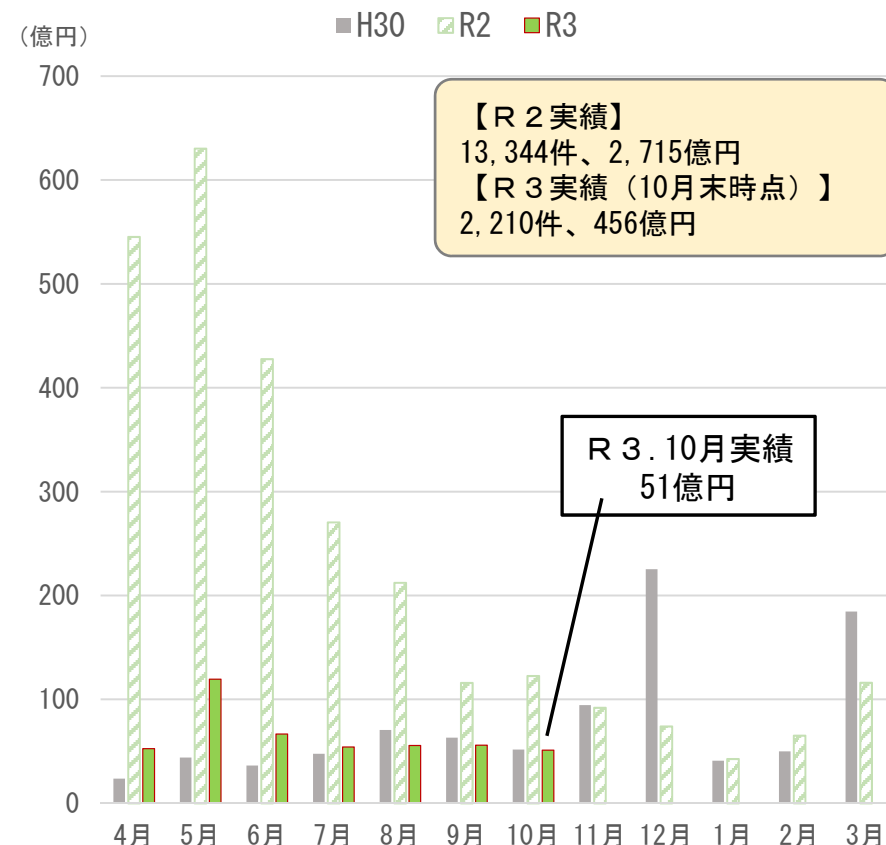
(注2) 日本公庫（危機）は指定金融機関による危機対応融資実績。

(参考 2-3) 新型コロナウイルス感染症関連融資実績

福祉医療機構

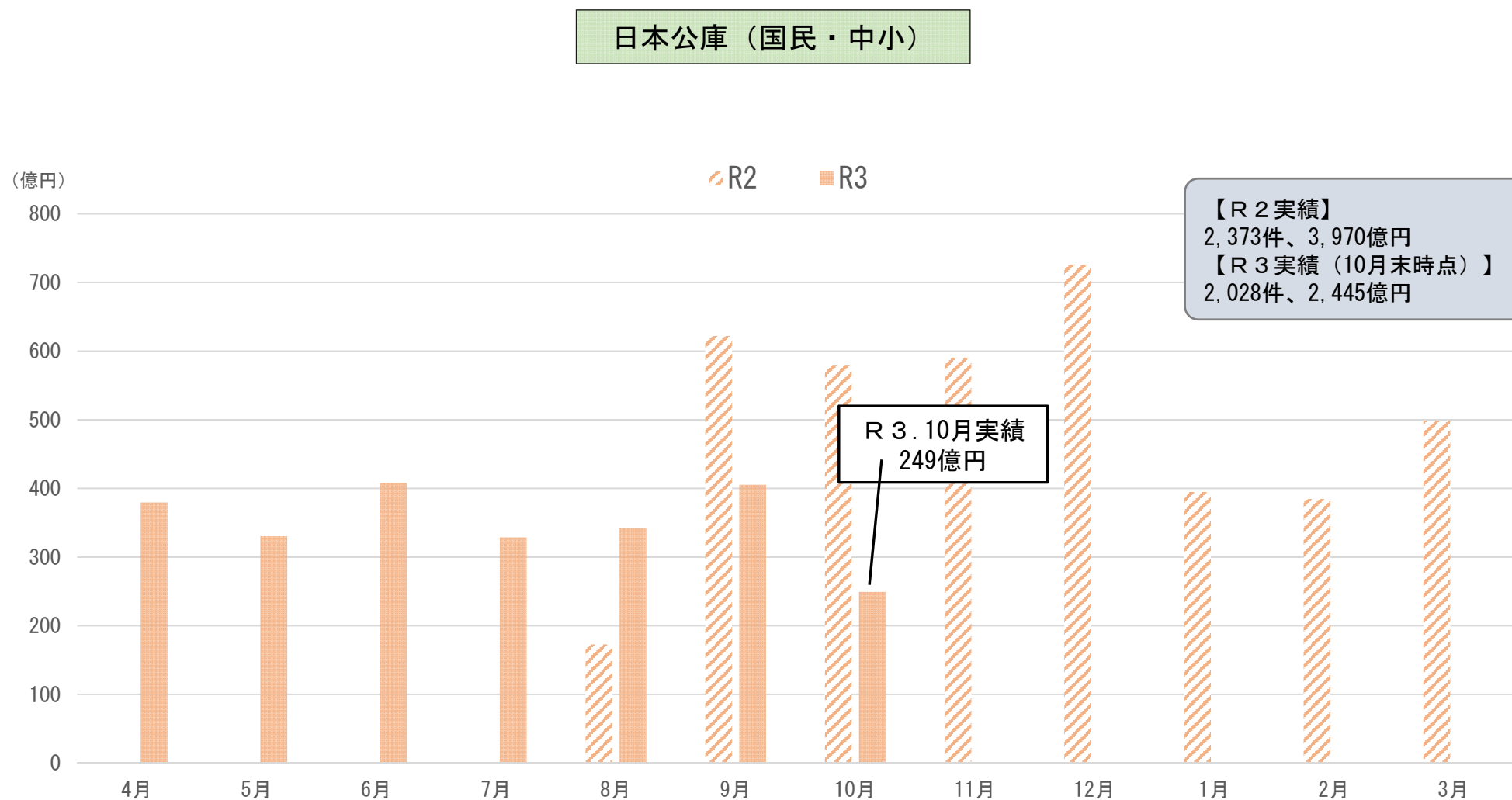


沖縄公庫

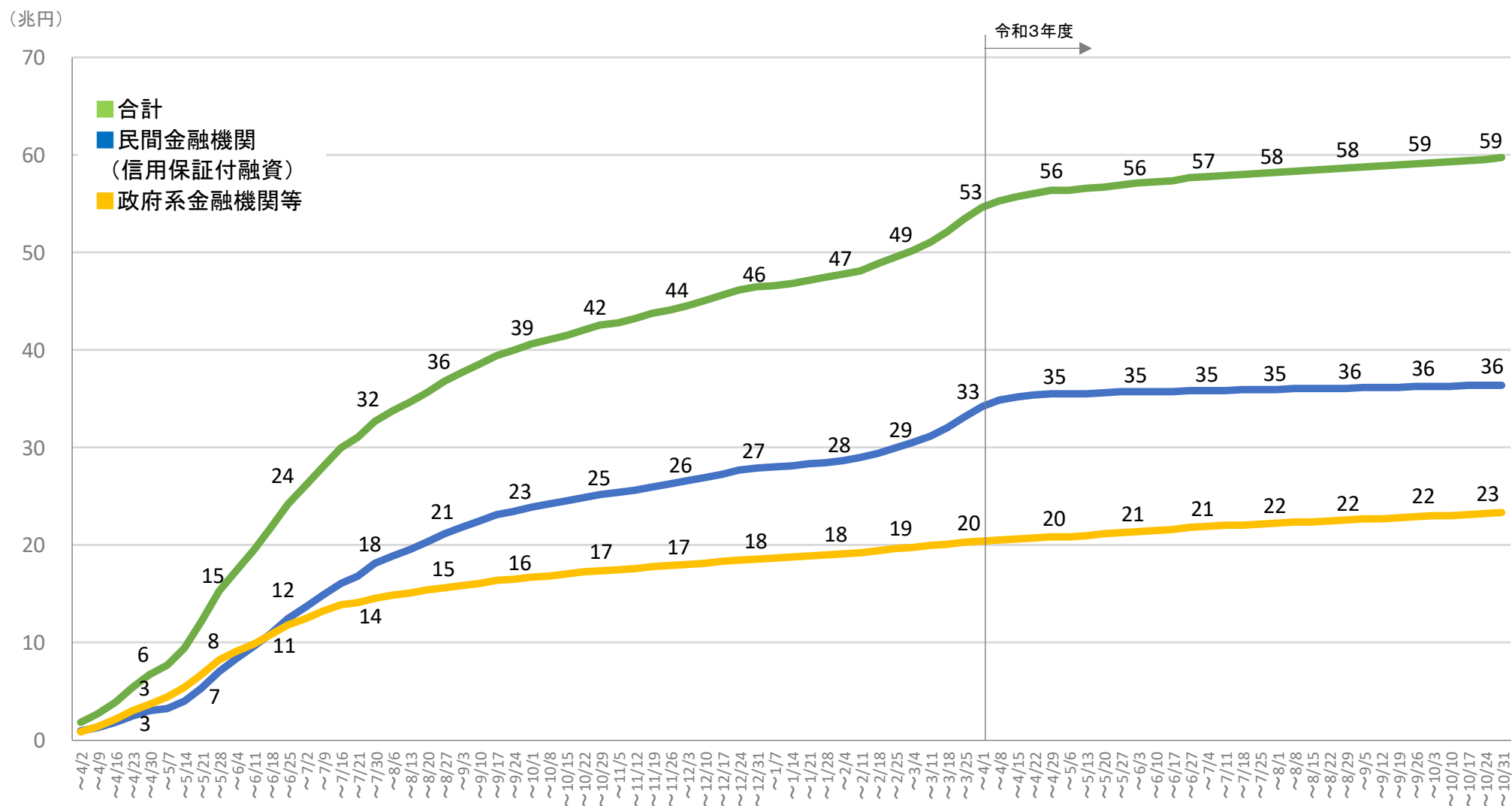


(注) H30は、事業資金全体の実績。R2及びR3は新型コロナウイルス感染症関連融資の実績。

（参考 3） 新型コロナ対策資本金性劣後ローン実績



(参考4) 政策対応に基づくコロナ関連融資額の推移（ストック）



(参考5) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要 [日本公庫(国民・中小)]

【令和3年12月1日時点】

	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （１）最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している （２）業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合等は、最近１ヵ月間の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して５％以上減少している方 ①過去３ヵ月（最近１ヵ月含む。）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高	
貸付期間 ＜据置期間＞	設備資金：20年以内＜うち５年以内＞ 運転資金：15年以内＜うち５年以内＞	
貸付限度	別枠　8,000万円（国民）、６億円（中小）	
貸付金利	6,000万円以下（国民）	当初３年間：基準利率－0.9％、３年経過後：基準利率
	３億円以下（中小）	
	6,000万円超（国民）	基準利率
	３億円超（中小）	
担保	無担保	
備考	一部の対象者については、基準金利－0.9％の部分に対して利子補給が実施され、当初３年間が実質無利子となる。	

(参考6) 「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」の概要 [日本公庫 (国民・中小)]

【令和3年12月1日時点】

	新型コロナ対策資本金性劣後ローン
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けて事業の成長を図る事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築(※1)されている事業者(※2) (※1) 原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること (※2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象
貸付期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年(期限一括償還)
貸付金利	当初3年間及び4年目以降赤字の場合: 0.50% 4年目以降黒字の場合: 2.60%(5年1ヵ月、7年、10年)、2.70%(15年)、2.95%(20年)
貸付限度	別枠 1社あたり7,200万円(国民)、1社あたり10億円(中小)
担保・保証人	無担保・無保証人
特徴	① 金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ② 本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後

(参考7) 「農林漁業セーフティネット資金」の概要 [日本公庫(農林)]

【令和3年12月1日時点】

	農林漁業セーフティネット資金(コロナ特例)
貸付対象	新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある農林漁業者(注1)
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜うち3年以内＞
貸付限度	一般：1,200万円 特認(注2)：年間経営費等の12/12以内
貸付金利	5年貸付：0.16% 10年貸付：0.18% 15年貸付：0.30% ※令和3年11月18日現在の例
担保	無担保
備考	公益財団法人農林水産長期金融協会等が借入者に利子助成することで、貸付当初5年間(林業者については10年間)が実質無利子となる。 (注1) 次に掲げる農林漁業者が対象。 個人：農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁業に係る粗収益が200万円以上の方 法人：農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方等 (注2) 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から貸付限度額の引上げが必要と認められる場合に適用。

(参考8) 「新型コロナウイルス対応支援資金」の概要〔福祉医療機構〕

新型コロナウイルス対応支援資金		【令和3年12月1日時点】
区分	医療貸付	福祉貸付
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している施設等	同左
貸付期間 ＜据置期間＞	15年以内＜5年以内＞	同左
融資限度額	病院 7.2(10)億円、老健・介護医療院 1億円、診療所 4,000(5,000)万円、 それ以外の施設 4,000万円又は「前年同月又は前々年同月からの減収の12ヶ月分」の高い方	なし
無担保	① コロナ対応を行う医療機関 「病院 3(6)億円、診療所 4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の6ヶ月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 「病院 3(6)億円、診療所 4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の3ヶ月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 病院3(6)億円、老健・介護医療院1億円、診療所4,000(5,000)万円、 それ以外の施設4,000万円	6,000万円 ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合1億円
貸付金利	① コロナ対応を行う医療機関 「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の2ヶ月分」の高い方 ② 政策医療を担う医療機関 「病院1(2)億円、診療所4,000(5,000)万円」又は 「前年同月又は前々年同月からの減収の1ヶ月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設 病院1(2)億円、老健・介護医療院1億円、 診療所4,000(5,000)万円、それ以外の施設4,000万円	当初5年間 ①～③まで 無利子 ①～③超 基準金利 6年目以降 基準金利 （当初5年間） 6,000万円まで：無利子 6,000万円超の部分：基準金利 （6年目以降） 基準金利 ※新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）の場合 （当初5年間） 1億円まで：無利子 1億円超の部分：基準金利 （6年目以降） 基準金利
備考	（）内は対前年同月又は前々年同月から医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設の場合	

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(独立行政法人日本高速道路・債務返済機構)

令和3年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 機構業務の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点 財政融資資金の活用による
整備の必要性和効果について

1. 機構業務の概要

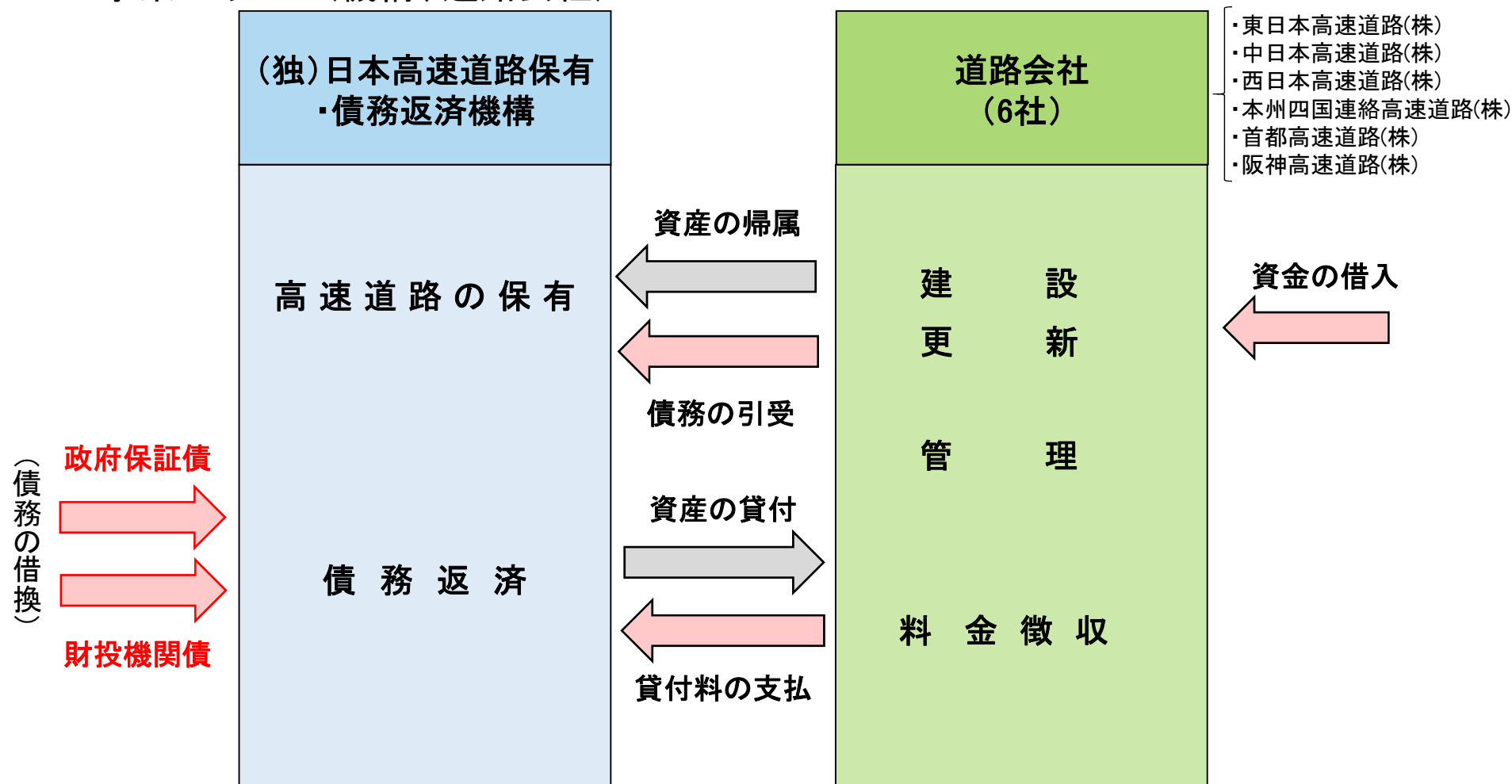
2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 財政融資資金の活用による 整備の必要性と効果について

1. 機構業務の概要

- 道路会社は、市中から資金を借入して新たな建設を行い、完成後に資産と債務は機構に移行。
- 機構は、道路会社から料金収入を原資とする貸付料を得て、債務を返済。

《事業スキーム(機構、道路会社)》



1. 機構業務の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 財政融資資金の活用による
整備の必要性と効果について

2. 改要求の概要

- 平成30年度より、低利の財政融資を措置することによる金利負担軽減分（＝債務引受余力の増加）を活用し、防災・減災等の観点から高速道路ネットワークの整備を加速。
- 令和4年度においても引き続き償還確実性に留意しつつ、財政融資資金を活用し、暫定2車線の4車線化を実施。

（単位：億円）

	R3計画	R3補正追加	R4当初要求額 (A)	R4改要求額 (B)	(B)－(A)
財政投融资	6,200	3,000	4,630	3,200	▲1,430
財政融資	5,000	3,000	—	2,000	2,000
政府保証	1,200	—	4,630	1,200	▲3,430

（参考）これまでの財政投融资計画

（単位：億円）

	H30計画	R元計画	R元補正追加	R2計画	R2補正追加
財政投融资	27,450	15,200	5,500	9,800	5,000
財政融資	15,000	10,000	5,500	8,600	5,000
政府保証	12,450	5,200	—	1,200	—

1. 機構業務の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 財政融資資金の活用による
整備の必要性と効果について

3-1. 暫定2車線の課題

- 高速道路の暫定2車線は、速度低下や対面通行による安全性の低下、大規模災害時の通行止めリスクが課題。

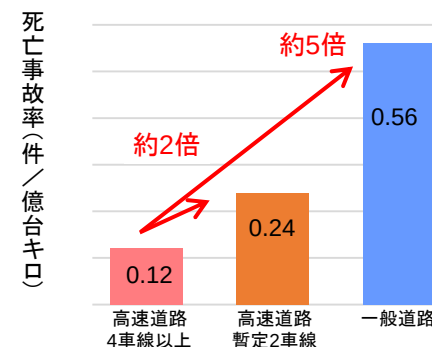
速度低下

- 追越が出来ないため、低速車両がいると、全体として速度低下。



対面通行の安全性の低下

- 暫定2車線の死亡事故率は4車線以上の区間の2倍。



大規模災害等の通行止めリスク

- 災害発生時に暫定2車線では通行止め期間が長期化



- 災害発生時、大雪の際には、4車線と比べて、復旧工事による通行止めリスクが高い



3-2. 課題への対応

- 「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月10日 国土交通省道路局）において、時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性確保の観点から、課題のある暫定2車線区間を優先整備区間に選定し、4車線化を計画的に推進。
- 優先整備区間の選定にあたっては、各観点で指標を設定し評価を行い、課題の大きい区間を選定。

時間信頼性の確保の観点



《指標》

- 25%以上速度低下区間延長[km]
※交通量5000台/日未満除く
- 渋滞回数[回/年]

事故防止の観点



《指標》

- 死傷事故件数[件/年]
- 死傷事故率[件/億台km]

ネットワーク代替性確保の観点

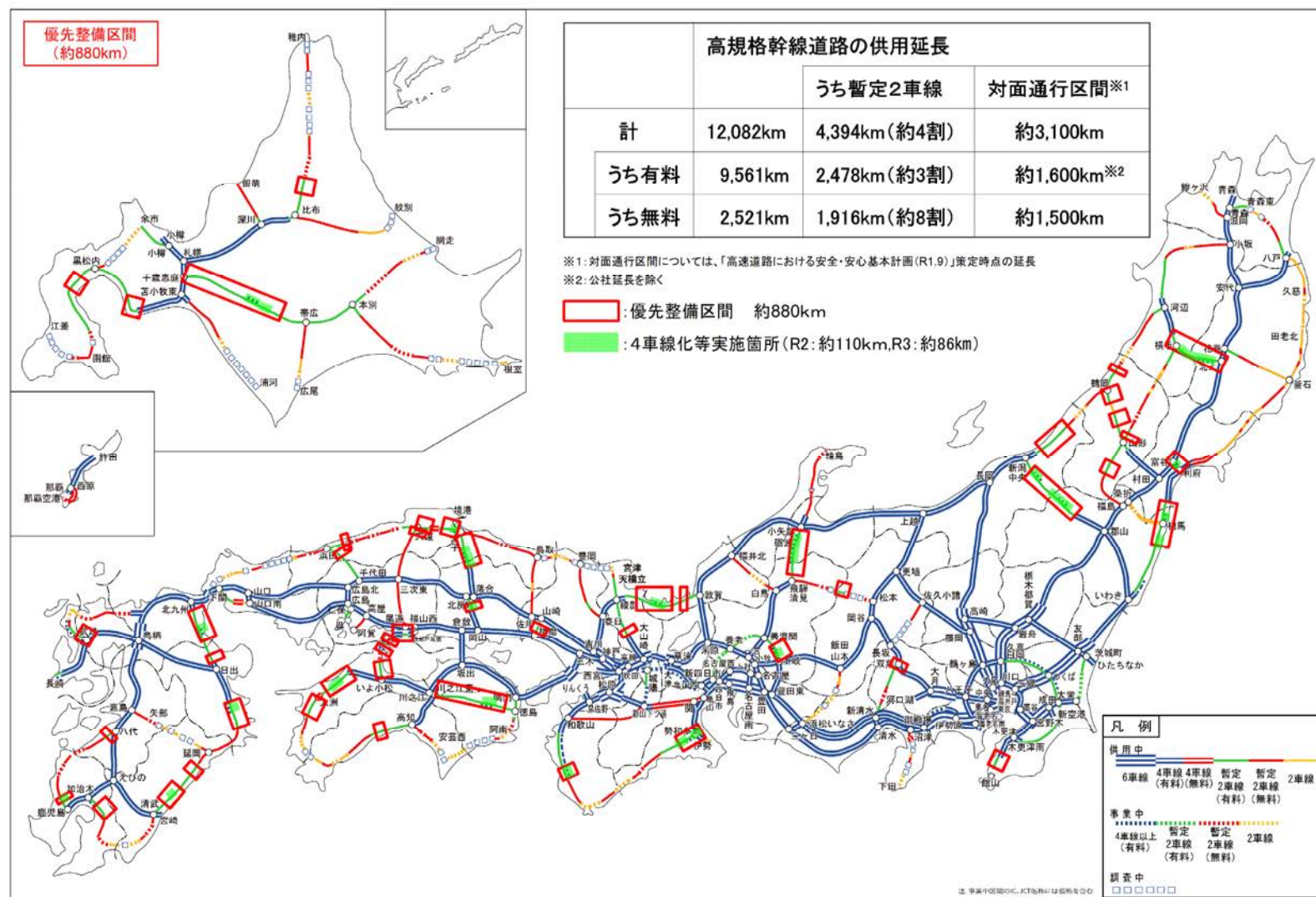


《指標》

- 年間通行止め時間[時間/年]
※工事によるものは除く
- 積雪地かつ最急勾配が4%より大
- 特定更新等工事
- 並行現道における課題

3-3. 財政融資資金の活用による整備の考え方

- 「高速道路における安全・安心基本計画」を踏まえ、令和2年度より財政融資資金を活用して課題が大きい優先整備区間（約880km）のうち約196kmを整備中。
- 令和4年度においても残りの区間の整備を実施予定。



令和3年4月1日現在

3-4. 財政融資資金の活用による整備の必要性和効果について

<論点>

- 成長戦略フォローアップや経済対策において、高速道路の暫定2車線区間の4車線化整備を推進することとされており、これまでも財政融資を措置することでその実施を支援してきたところ。
- 防災・減災、国土強靱化の観点から、令和4年度においても高速道路の暫定2車線区間について、財政融資資金を活用し、課題の大きい区間から優先的に4車線化の整備を推進すべきではないか。
- 今後整備が完了した区間について、具体的な効果を検証し、今後の4車線化の検討に活用させるべきではないか。

(参考1) 骨太の方針、経済対策等

経済財政運営と改革の基本方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第2章次なる時代をリードする新たな成長の源泉
～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り
～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり
地域活性化に向けた環境整備のため、
高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹
線、港湾、漁港等の**人流・物流ネットワーク
の早期整備・活用**を進めるとともに、感染症
の影響により危機的状況にある航空・地域
公共交通サービスの持続可能性を確保し、
維持・活性化を図る。

成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)(抄)

12. 重要分野における取組

(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決
iii) 交通・物流

災害からの速やかな復旧・復興や、トラック
ドライバーが不足する中での迅速かつ円滑
な物流の実現、高速道路における自動運転
の政府目標も見据え、高規格道路のミッシン
グリンクの解消や**暫定2車線区間の4車線化**、
高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道
とのダブルネットワークの強化等を推進すると
ともに、三大都市圏環状道路等の整備推進
や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格
の高い道路ネットワークの強化を図る。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靱化の推進

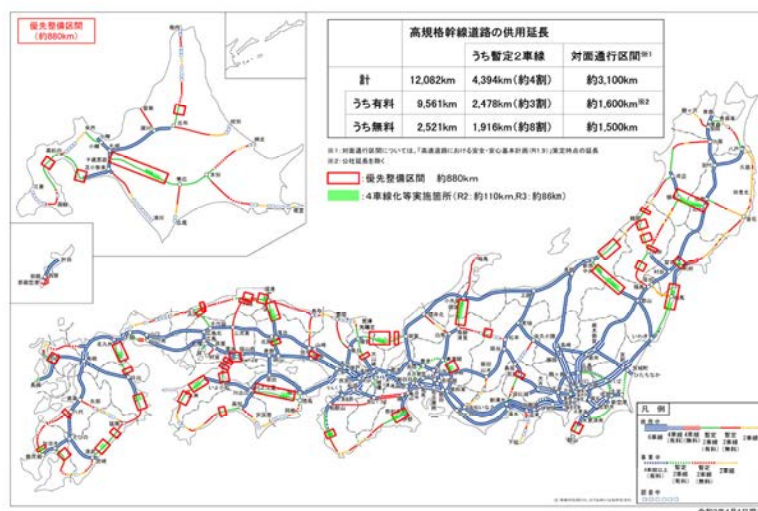
- ・被災後速やかな通行を可能とする高規格道路のミッシングリンク解消、**4車線化**、直轄国道等
の防災対策<財政投融資を含む>

(参考2) 平成30年度以降の財政融資資金活用による高速道路整備の状況

- 平成30年度以降、道路機構が今後発行を予定している政府保証債を財政融資に置換えを実施（累計4.9兆円）。
- 低利の財政融資を措置することによる金利負担軽減分（＝債務引受余力の増加）を活用して高速道路整備を加速。

	財政融資額	加速させた整備内容
H30当初	1.5兆円	○圏央道・東海環状等の4車線化 ○橋梁の耐震強化対策の加速
H31当初・R元当初	1.0兆円	○暫定2車線区間における4車線化（16箇所85km） ○新名神の6車線化
R元補正	0.55兆円	○新名神の6車線化
R2当初	0.86兆円	○暫定2車線区間における4車線化（15箇所110km） ○大都市圏環状道路の整備促進
R2補正・R3当初	1.0兆円	○暫定2車線区間における4車線化（14箇所86km）

○ 暫定2車線の4車線化（R元当初、R2当初、補正、R3当初）



○ 大都市圏環状道路の整備加速（H30当初、R2当初）

○ 新名神高速道路の6車線化（R元当初、補正）



(参考3) 高速道路における安全・安心基本計画 (令和元年9月10日 国土交通省道路局)

【計画の背景】

高速道路ネットワークの進展に伴う更なる
機能向上の要請

- 高速道路の約85%が開通済
- **高速道路の約4割が暫定2車線**

高速道路における安全上の課題の顕在化

- 逆走事故や誤進入
- 高齢者ドライバーによる事故

激甚化する災害時における高速道路ネットワーク
への期待

- 気象災害の激甚化
- 大規模災害への懸念

生産性向上に対する社会的要請

- 労働生産性向上
- 働き方の改善

【高速道路の安全性、信頼性や使いやすさを向上する具体施策】

暫定2車線区間の解消

- **計画的な4車線化の推進**

自動運転等のイノベーションによる高速道路の
進化

- 自動運転に対応した道路空間の基準
等の整備
- 高速トラック輸送の効率化

世界一安全な高速道路の実現

- 事故多発地点での集中的な対策
- 逆走対策

ネットワークの信頼性の飛躍的向上

- 災害時の通行止め時間の最小化
- 工事規制の影響の最小化
- 雪氷対策

利用者ニーズを踏まえた使いやすさの向上

- 休憩施設の使いやすさの改善
- 高速バスの利便性向上
- 訪日外国人旅行者への対応
- スマートIC等による地域とのアクセス強化
- 現地の交通状況に応じた交通運用

(出典) 高速道路における安全・安心基本計画(令和元年9月10日 国土交通省道路局)より理財局作成

(参考4) 暫定2車線区間における4車線化の進め方

対面通行の暫定2車線区間(約3,100km うち有料約1,600km)



優先整備区間を選定

以下の3つの観点から課題を指標化し、評価

<解決すべき課題>

○時間信頼性の確保の観点

○事故防止の観点

○ネットワークの代替性確保の観点



財源の確保状況を踏まえ、順次事業化

(10～15年での完成を目指す)

(出典)高速道路における安全・安心基本計画(令和元年9月10日 国土交通省道路局)

(参考5) 優先整備区間の選定方法

解消すべき課題

①時間信頼性の確保の観点

②事故防止の観点

③ネットワークの代替性確保の観点

※時間信頼性とは、目標とする時刻までに
どの程度の割合で到着できるかを表す指標

各観点毎に指標を設定

指標1※ 25%以上速度低下区間延長[km]
※交通量5000台/日未満除く

指標3 死傷事故件数[件/年]

指標5 年間通行止め時間[時間/年]
※工事によるものは除く

指標2※ 渋滞回数[回/年]

指標4 死傷事故率[件/億台km]

指標6 積雪地かつ最急勾配が4%より大

指標7 特定更新等工事

指標8 並行現道における課題(雨量等事前通行規制
積雪地かつ最急勾配5%以上)

※隣接する区間などの時間信頼性の確保も考慮

<評価方法> 各指標の評価を基に、各観点での課題の大きさを評価

		①時間信頼性の確保の観点		②事故防止の観点		③ネットワークの代替性確保の観点			
		指標1	指標2	指標3	指標4	指標5	指標6	指標7	指標8
(例)	大 A	□□IC ~ ■■IC	A	C	D	C	C	D	C
	B	◆◆IC ~ ◇◇IC	D	C	B	A	D	B	C
課題	C	△△IC ~ ▲▲IC	D	D	D	D	A	D	D
	小 D	▼▼IC ~ ▽▽IC	C	C	D	C	D	C	C

⇒ 3～5年後を目処に最新のデータを用いて更新することを前提に、課題が大きい(A評価)箇所を優先整備区間に選定

(出典) 高速道路における安全・安心基本計画(令和元年9月10日 国土交通省道路局)

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(自動車安全特別会計(空港整備勘定))

令和3年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点 空港が直面する課題と対応

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

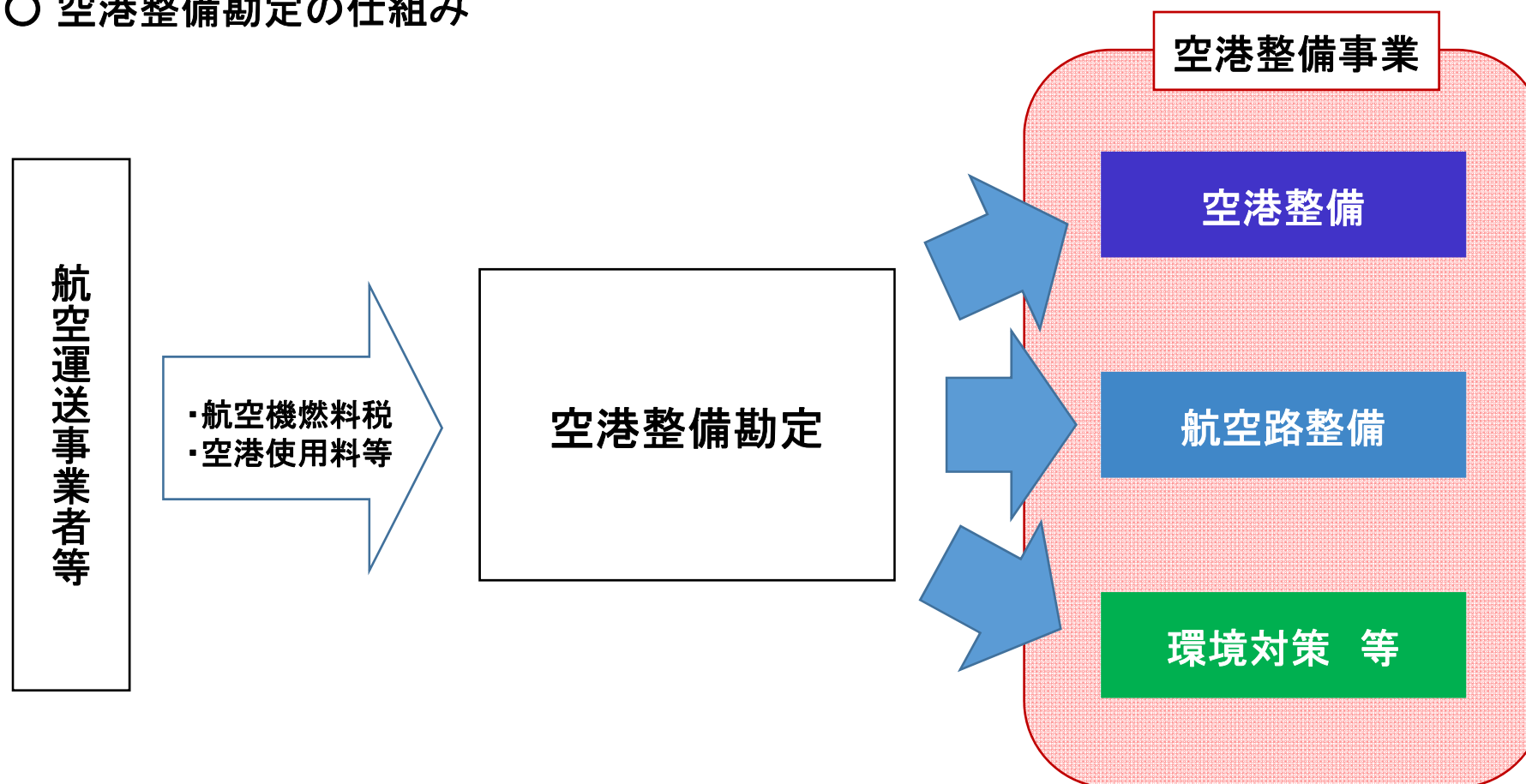
2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 空港が直面する課題と対応

1-1. 自動車安全特会(空港整備勘定)の概要

- 空港整備事業等に係る歳入歳出を経理。
- 羽田空港の再拡張事業等による借入金の償還完了年度である令和22年度の末日までの経過勘定。
- 具体的には、航空運送事業者等からの空港使用料収入や一般会計(航空機燃料税)からの繰入金等を財源として、空港整備事業、航空路整備事業、環境対策事業、空港等の維持運営等を実施。

○ 空港整備勘定の仕組み



1-2. 空港整備事業費の対象空港等

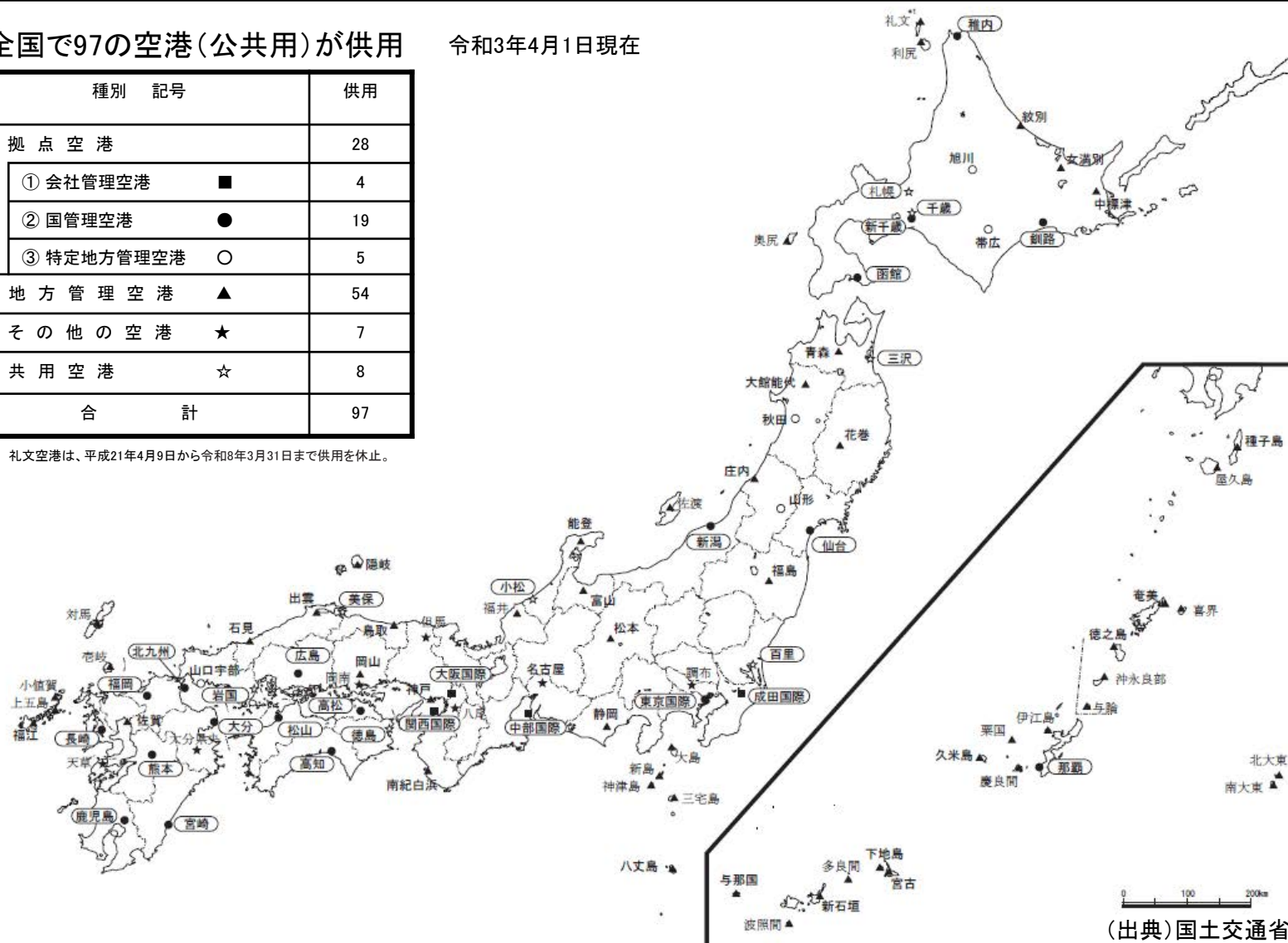
○ 空港整備勘定においては、全国97空港や、航空機の飛行に必要な航空路施設の整備を行っている。

全国で97の空港(公共用)が供用

令和3年4月1日現在

種別	記号	供用
A 拠点空港		28
① 会社管理空港	■	4
② 国管理空港	●	19
③ 特定地方管理空港	○	5
B 地方管理空港	▲	54
C その他の空港	★	7
D 共用空港	☆	8
合 計		97

*1 礼文空港は、平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用を休止。



1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要

2. 改要求の概要

3. 編成上の論点 空港が直面する課題と対応

2. 改要求の概要

○ 国内外の交流や国民生活、経済活動を支える航空ネットワークの維持・回復のため、またポストコロナも見据えた空港の機能強化や防災対策等を進めるため、現下の低金利環境を活かし、空港インフラ整備等を実施。

(単位:億円)

	R3計画	R3補正追加	R4当初要求額 (A)	R4改要求額 (B)	(B)－(A)
財政投融资	1,178	—	984	1,645	661
財政融資	1,178	—	984	1,645	661

1. 自動車安全特別会計(空港整備勘定)の概要
2. 改要求の概要
3. 編成上の論点 空港が直面する課題と対応

3-1. 空港が直面する課題と対応① 空港の機能強化等

- ポストコロナに向け、国民生活や経済活動を支える航空ネットワークを維持・回復するとともに、インバウンドの回復も見据えて拠点空港・地方空港の機能強化等を図るため、投資が必要。

羽田空港

- 羽田空港においては、拠点空港としての機能拡充に向けて、航空旅客の内陸乗り継ぎ利便性向上を図るために必要な人工地盤や、アクセス利便性向上を図るための空港アクセス鉄道の基盤施設、駐機場の整備等を実施。

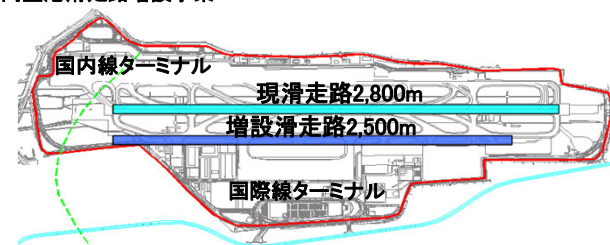


(出典)国土交通省資料

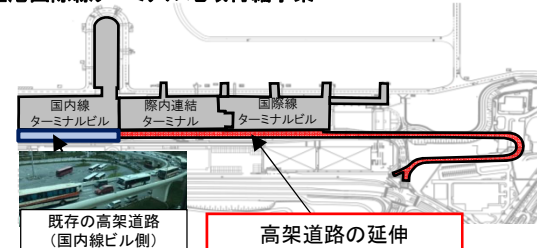
地方空港

- 地方空港において、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、福岡空港においては滑走路増設事業、那覇空港及び新千歳空港においてはターミナル地域の機能強化等を実施。

福岡空港滑走路増設事業



那覇空港国際線ターミナル地域再編事業



3-2. 空港が直面する課題と対応② 防災・減災・老朽化対策

- 近年、自然災害が激甚化するなか、台風や豪雨災害による被害が発生していること等を踏まえ、浸水対策をはじめ、地震災害時における空港機能確保のための耐震対策、施設の老朽化対策が必要。

浸水対策

- 近年の気象変化や長期的な気候変動等を踏まえ、台風や豪雨に備えた浸水対策を実施。



(護岸の嵩上げ)



【着工前】



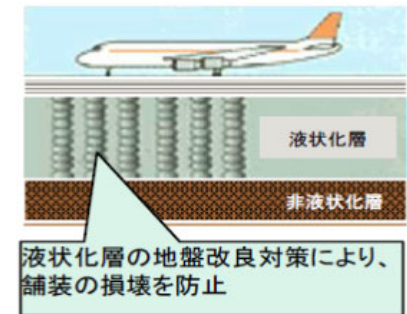
(排水機能の強化)



【完成時】

耐震対策

- 地震災害時において、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持等を図るために必要となる基本施設等の耐震対策を実施。



老朽化対策

- 老朽化の進んでいる施設について、効率的かつ効果的な更新・改良を実施。



(老朽化した滑走路舗装の改良)

3-3. 空港が直面する課題と対応③ 論点

<論点>

- 空港整備勘定においては、羽田空港の再拡張事業等の実施以降、財政投融資を活用せず独立採算で事業を行ってきたが、コロナの影響により空港需要が減少する中でも必要な設備投資を続けるため、令和2年度から再び財政融資を措置し、支援してきたところ。
- 令和4年度においても、ポストコロナの経済活動回復も見据え、拠点空港・地方空港における空港機能強化や防災・減災、老朽化対策に必要な設備投資が進められるよう、財政投融資を活用していくべきではないか。

(参考①) 骨太の方針・成長戦略等における航空局関連主要施策の概要について

経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成や船舶・航空分野の脱炭素化を進める。

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の人流・物流ネットワークの早期整備・活用を進めるとともに、感染症の影響により危機的状況にある航空・地域公共交通サービスの持続可能性を確保し、維持・活性化を図る。

成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

1 2. 重要分野における取組

(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決

感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。また、激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務であり、「防災・減災、国土強靱化新時代」を切り拓くため、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

iii) 交通・物流

・現下の低金利状況も活用し、高規格道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、空港、主要な都市鉄道ネットワーク等の早期整備を図る。

観光ビジョン実現プログラム2020(令和2年7月14日)(抄)

I. 国内の観光需要の回復と観光関連産業の体質強化

II. インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策

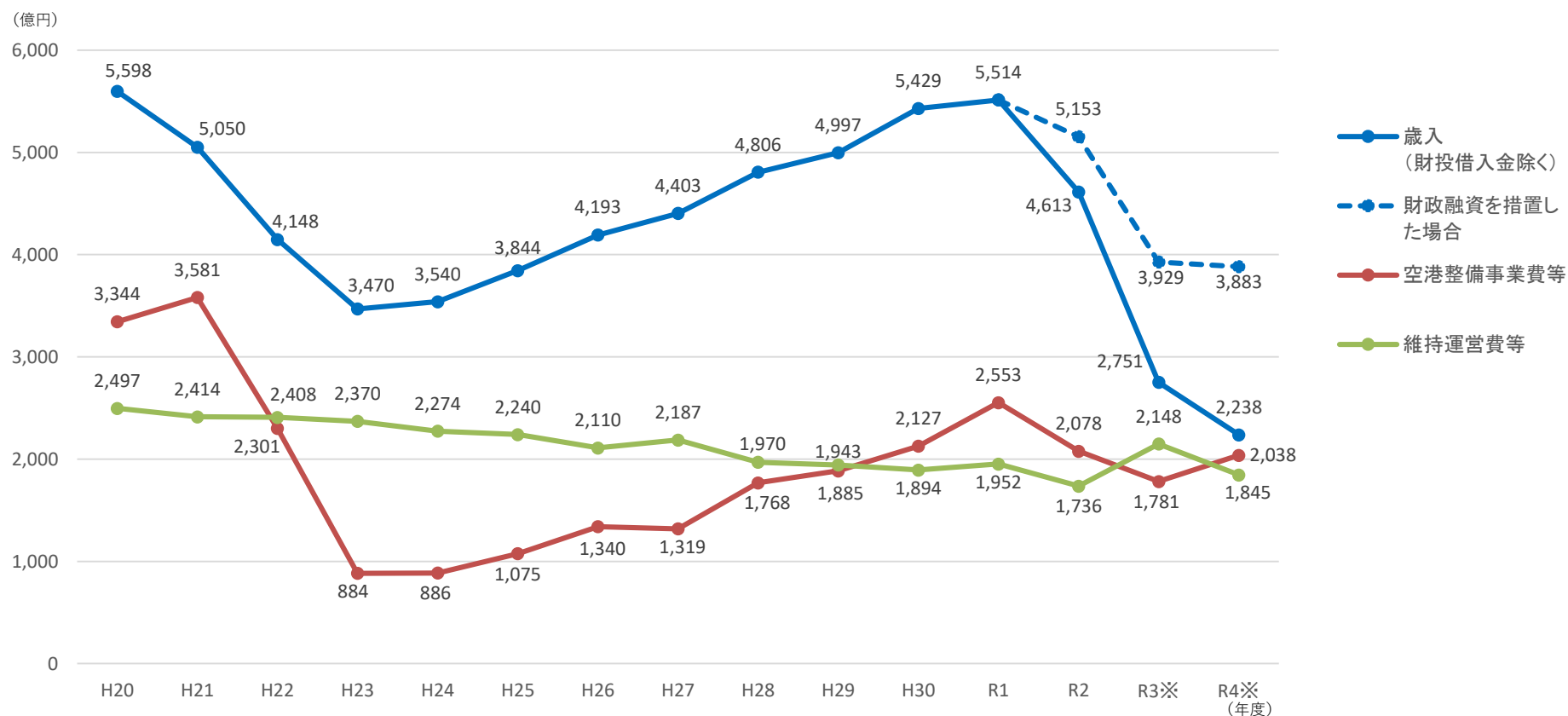
観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、観光消費額の8割を占める日本人国内旅行に加え、近年は、世界的にも著しい成長分野であるインバウンドを取り込むことによって、観光立国の実現に取り組んできた。

安倍政権発足以来、外国人旅行者は約4倍の約 3,200 万人となり、消費額も約5兆円と地域経済に貢献する存在となっている。世界全体の国際観光客到着数は、この7年間で 40%増加し、14 億人に達するなど、世界的にも著しい成長分野である。

現在、我が国の観光は厳しい状況にあるが、自然、食、伝統文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではなく、感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030 年 6,000 万人の目標は十分達成可能である。

(参考②) 空港整備勘定の収入・支出の推移(決算ベース)

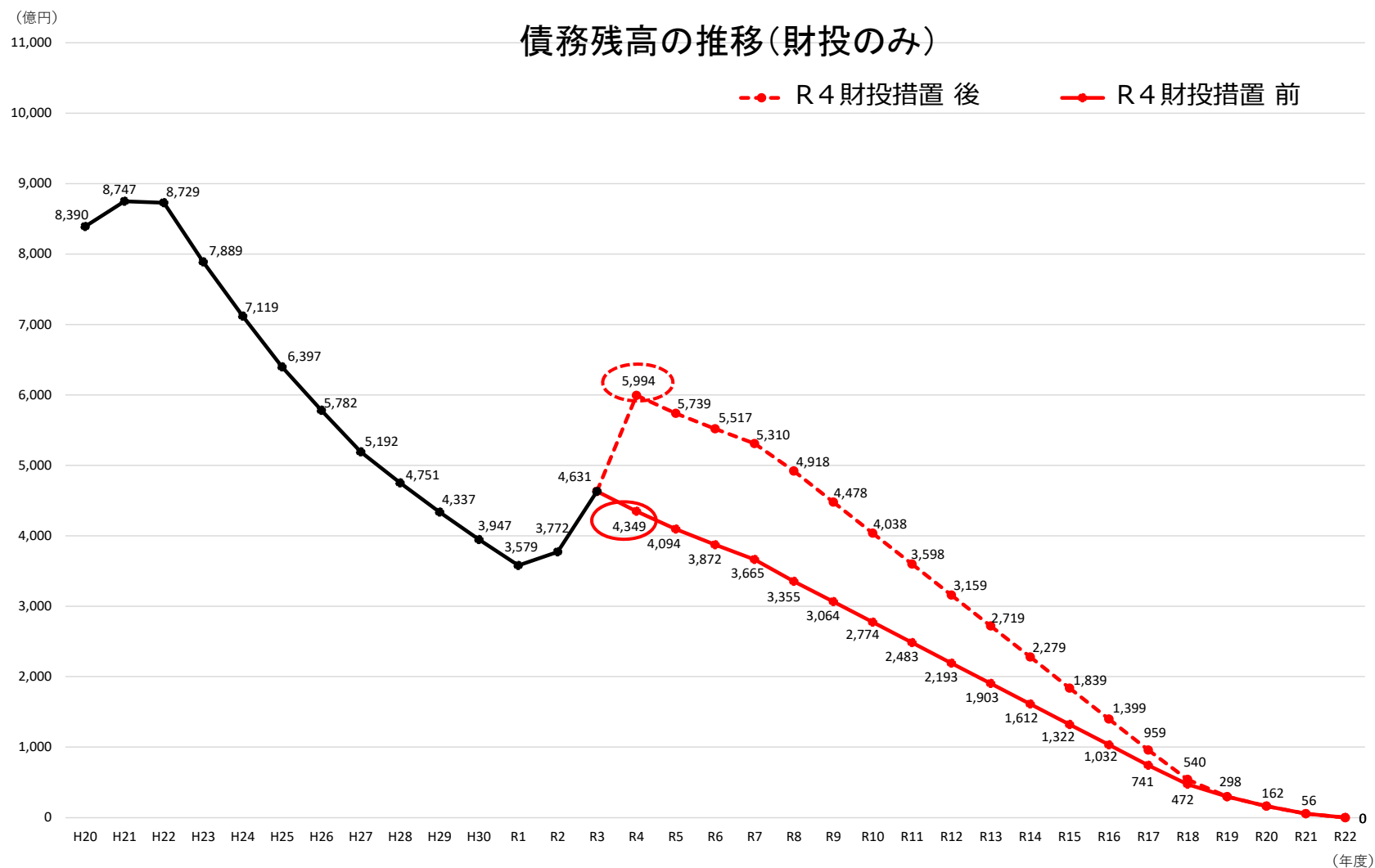
○ 令和2年度以降、コロナの影響で歳入が大きく減少し、必要な空港整備事業が行えないおそれがあり、令和2年度3次補正より財政融資を措置してきたところ。



※令和3年度は当初予算額ベース、令和4年度は要求ベース

(参考③)債務償還見通し

○ 今回の財政融資措置後の債務残高(財投のみ)は約6,000億円となるが、令和22年度までに償還完了予定。



※地方公共団体からの借入金を除く。

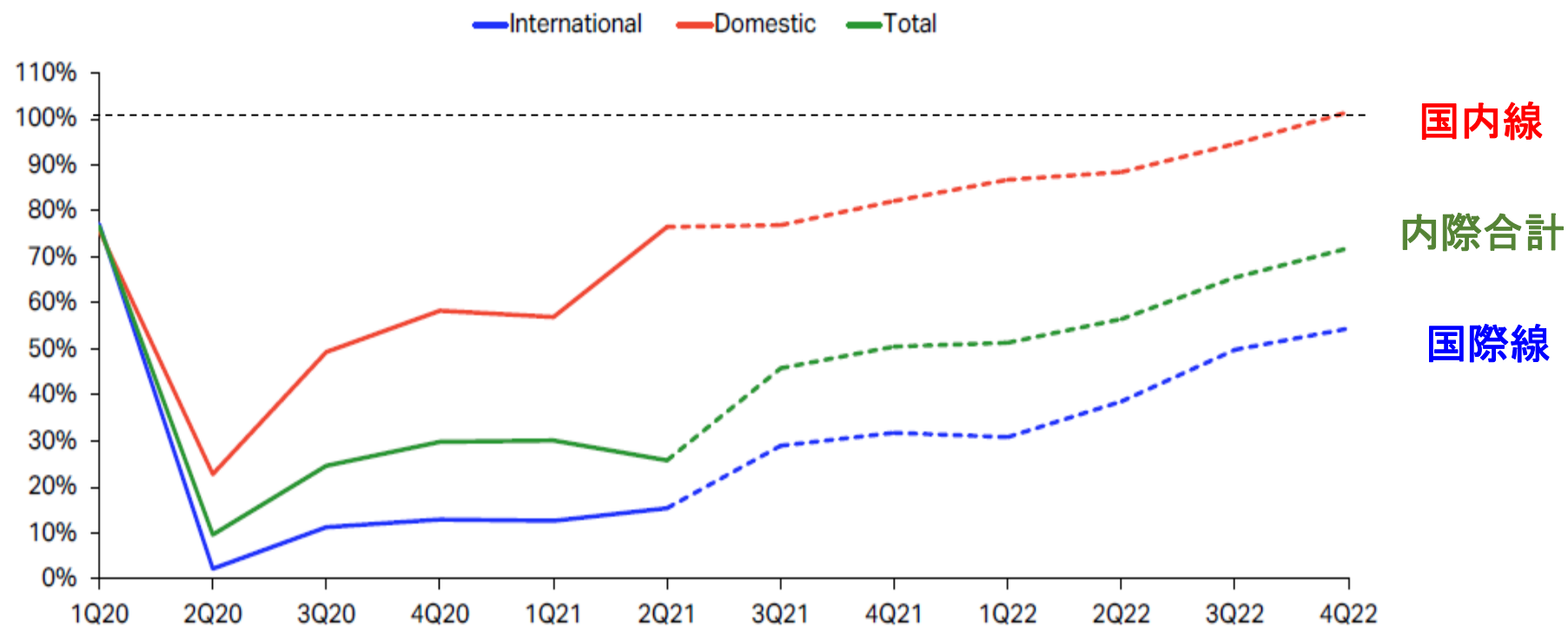
(参考④) 航空需要回復の見通し

○ IATA(国際航空運送協会)によると、2022年に国内線は2019年と同水準、国際線は2019年比約44%に回復する見込みであり、2020年から着実に回復している。

全世界の有償旅客キロ(2019年比)

※各有償旅客が搭乗し、飛行した距離の合計。Revenue Passenger-Kilometers

Global Revenue Passenger Km (Quarterly RPKs % of 2019)



(出典) IATA「Airline industry outlook」

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(全国土地改良事業団体連合会)

令和3年12月9日

財務省理財局

<目 次>

1. 令和4年度要求の概要
2. 償還確実性について
3. 編成上の論点

1. 令和4年度要求の概要

- 近年の自然的・社会的状況の変化(自然災害の多発、脱炭素の要請、農村人口の減少等)を受け、農業用ため池や排水施設等の防災・減災・国土強靱化や省エネ化・再エネ利用(グリーン化)及び省力化(デジタル化)のための整備の加速は喫緊の課題。
- こうした政策課題に着実に対応するため、既存の補助事業(土地改良施設維持管理適正化事業(補助率30%))を拡充し、小規模な防災重点農業用ため池、ポンプ、水路等の土地改良施設に係る防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化に向けた整備を推進するための「防災減災機能等強化対策」(補助率50%)の創設を要求(R4概算要求)。
- その際、必要な整備を加速して実施できるよう、低利の財政融資を活用。
- 財投対象機関(新規、土地改良法の改正が必要)は、全国土地改良事業団体連合会。

【4年度要求 財政融資 11億円】

防災減災機能等強化対策(財政融資の活用による整備加速)

【①事業内容】

小規模農業用施設の防災・減災、省エネ化・再エネ利用、省力化のための施設整備

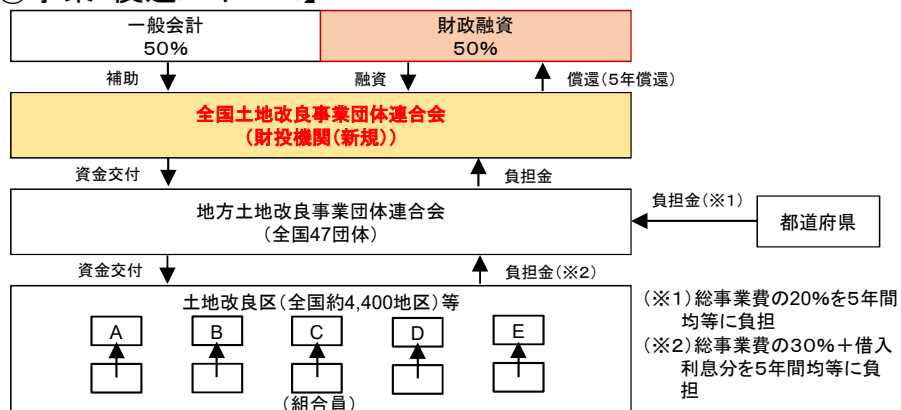
- ・防災・減災：防災重点農業用ため池、排水施設等の整備
- ・省エネ化・再エネ利用：用排水機、小水力等再エネ発電設備等の整備
- ・省力化：遠隔監視・制御機器等の整備

【②財源負担割合】

国 50%	都道府県 20%	土地改良区等 30%
----------	-------------	---------------

財政融資を活用

【③事業・償還スキーム】



(参考)全国土地改良事業団体連合会について

■法人概要

設立 昭和33年8月(農水大臣認可)

所在地 東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防会館別館4F

役職員 理事12名、監事3名、職員33名、非常勤9名 ※R3.7.1現在

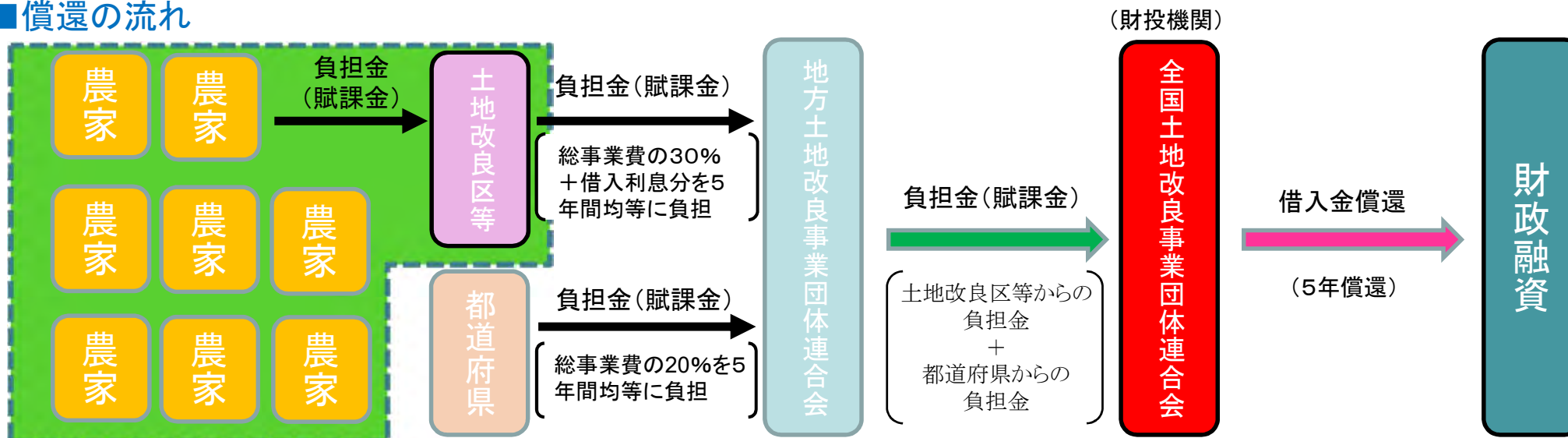
会員 都道府県土地改良事業団体連合会(47団体)
大規模土地改良区(10団体) 計57団体

■事業内容(土地改良法第百十一条の九)

- ①会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助
- ②土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- ③土地改良事業に関する調査及び研究
- ④国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- ⑤地方連合会の事業の指導
- ⑥その他目的達成に必要な事業

2. 償還確実性について

■ 償還の流れ



■ 償還確実性

① 土地改良区

○ 事業開始前の手続

- ✓ 市町村長協議
- ✓ 裨益者の2/3以上の同意
- ✓ 総会議決
- ✓ 都道府県知事認可

○ 負担金の徴収

- ✓ **負担金徴収率: 約 99%**
- ✓ 強制徴収(滞納処分)
- (市町村による代位徴収。国税及び地方税に次ぐ先取特権順位)

② 地方土地改良事業団体連合会

- ✓ 仮に、土地改良区等において組合員(農家)からの負担金の一部に未収が生じている場合でも、**土地改良区等から地方連合会への負担金は、積立金等により約定全額が支払われる仕組み。**

※ 土地改良施設維持管理適正化事業は、制度創設から40年以上実施しているが、土地改良区から地方連合会への未払いは一度も生じていない。

③ 全国土地改良事業団体連合会

- ✓ 財投対象事業として区分経理を確保
- ✓ 借入・償還計画等に係る農林水産大臣認可及び財務大臣協議を措置

○ 財務状況

- ✓ 土地改良法により設立された公法人。会員(地方連合会等)からの賦課金収入や、国の補助事業の実施に係る補助金収入等を財源とし、概ね収支相償の下で運営、推移(参考1)。
- ✓ 正味財産(資産・負債差額)も安定的に推移(参考2)しており、償還確実性を毀損するような特段の問題は認められない。

(参考1) 当期経常増減額の推移

(単位: 億円)

H27	H28	H29	H30	R1
0	△0	1	△0	△1

(参考2) 正味財産の推移

(単位: 億円)

H27	H28	H29	H30	R1
6	6	7	7	6

(参考)閣議決定

■経済財政運営と改革の基本方針2021【令和3年6月18 日閣議決定】

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、堤防・ダム・砂防堰堤・下水道・ため池の整備、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策、線状降水帯等の予測精度向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも勘案した土地利用規制等を含むまちづくりとの連携など、流域全体を俯瞰した流域治水を推進する。

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現

(2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策

電力部門の脱炭素化に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

電力部門以外は、炭素生産性が欧州に比べ劣っている中、省エネルギーを徹底し、未利用熱等も活用するとともに、供給側の脱炭素化を踏まえた電化を中心に進める。

2. 官民挙げたデジタル化の加速

デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げる。

■成長戦略フォローアップ【令和3年6月18 日閣議決定】

1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(7) スマート農林水産業 i) スマート農業の推進 (スマート農業の推進)

- ・ スマート農業の実装を促進するため、自動走行農業機械に適した農地の大区画化やICT 水管理施設等の整備を推進する。

13. 地方創生

(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現 ii) 農業の生産基盤の強化

① 生産基盤の確保・強化 (生産基盤の強化)

- ・ 土地改良について、コスト低減を図りつつ、高収益作物等需要の見込まれる作物への転換やスマート農業の実装等のための農地の大区画化、水田の汎用化等を推進するとともに、ため池工事特措法に基づき、2025 年度までに緊急性の高い防災重点農業用ため池の防災対策に着手するほか、農業水利施設等の強靱化対策や田んぼダムの取組拡大の加速化、ICT 水管理等のインフラ管理の省力化・高度化を実現するとともにスマート農業の実装等にも資する情報通信環境の整備等を推進する。

3. 課題・論点等

<論点>

- 今般の要求は、防災・減災・国土強靱化、グリーン及びデジタルといった政策課題に着実に対応するため、必要な整備をより加速して実施できるよう、低利の財政融資を活用したいとしているが、政策的意義や具体的な政策効果は何か。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

大学ファンドについて

令和3年12月9日

財務省理財局

＜目 次＞

1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯

- （１）大学ファンドについて（令和４年度要求の概要）
- （２）これまでの経緯・今後のスケジュール等

2 運営上の論点

- （１）これまでの分科会における主なご指摘事項
- （２）論点①償還確実性の確保等について
論点②その他の枠組み、大学改革等について

1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯

(1) 大学ファンドについて（令和4年度要求の概要）

(2) これまでの経緯・今後のスケジュール等

2 運営上の論点

(1) これまでの分科会における主なご指摘事項

(2) 論点①償還確実性の確保等について

論点②その他の枠組み、大学改革等について

1. (1) 大学ファンドについて(令和4年度要求の概要)

- 大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設等の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、イノベーション・エコシステムを構築する。
- 運用原資として、一般会計出資金5,000億円(2年度3次補正)と財政融資資金4兆円(3年度)を措置。
- (国研)科学技術振興機構法を改正して、市場運用及び大学助成に係る業務を追加。

■ 財政投融資

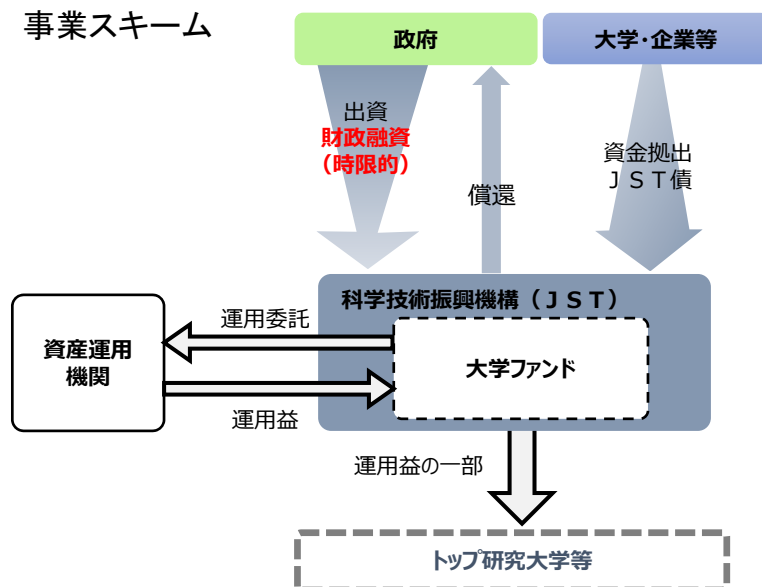
(単位：億円)

	R3計画	R4要求額
財政投融資	40,000	48,889
財政融資	40,000	48,889
(参考)自己資金等※1	—	6,111※2

※1 R2年度3次補正にて、一般会計出資金5,000億円措置。

※2 R3年度補正予算案(令和3年11月26日閣議決定)にて、一般会計出資金として措置。

■ 事業スキーム



「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」(抄) (令和3年11月19日閣議決定)

コロナ後の新しい社会における成長を牽引する先端科学技術やイノベーションについて、民間による投資を促進するために予算・税制・規制改革等も含めた幅広い施策を国主導で講じ、科学技術立国を実現する。

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末を目途に運用※1を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援※2に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出※3を恣にする仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には※4、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。あわせて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成や質の高い国際共著論文の産出等を促進する。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。

※1運用に当たっては、長期運用や国際分散投資及び投資規律の遵守を図る。

※2大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

※3大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

※4過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤が形成された以降。

参考：岸田総理大臣所信表明演説、骨太方針2021及び過去の経済対策（抜粋）

●第207回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年12月6日）（抜粋）

六 新しい資本主義の下での成長

十兆円の大学ファンドを年度内に創設するとともに、イノベーションの担い手たる研究者が、大学運営ではなく、研究に専念できるよう、研究と経営の分離を進めます。

●第205回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和3年10月8日）（抜粋）

三 第二の政策 新しい資本主義の実現

世界最高水準の研究大学を形成するため、十兆円規模の大学ファンドを年度内に設置します。

●経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉

～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（1）デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進

世界トップレベルの研究基盤の構築に向け、本年度中に運用を始める大学ファンドについて、経営と教学の分離の推進、外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

●国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

Ⅱ. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現

2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

（2）イノベーションの促進

10兆円規模の大学ファンドを創設※¹し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーション・エコシステム※²を構築する。本ファンドへの参画に当たっては、自律した経営、責任あるガバナンス、外部資金の獲得増等の大学改革へのコミットやファンドへの資金拠出を求める※³とともに、関連する既存事業の見直しを図る。本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。財政融資資金については、ファンドの自立を促すための時限的な活用とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、償還確実性を確保するための仕組み※⁴を設ける。

※¹ 大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模のファンドの実現を図る。

※² 生態系システムのように、それぞれのプレーヤーが相互に関与して、自律的にイノベーション創出を加速するシステム。

※³ 参画大学の指定等のため、必要な制度改革の検討を進め、速やかに結論を得る。

※⁴ 適時開示の趣旨を踏まえ、運用状況を適切な頻度で検証する態勢を整備し、運用状況が一定の間、一定程度を下回る場合には、運用の停止や繰上償還等を含め、運用の見直し等を行う旨を法律に規定するなど、所要の措置を講ずる。

参考：(国研)改正科学技術振興機構法(令和3年1月28日成立)に規定された主な事項

(1) 資金運用に関する体制整備等

- ✓ 安全かつ効率的な運用のための**基本指針(文科大臣策定)・基本方針(JST策定)**等の整備 [※]
(運用ポートフォリオ等の投資運用の方針、助成配分の方針等)
- ✓ 資金運用のための**長期借入金・債券の発行認可、償還計画(来年3月作成予定)の策定** [※]
- ✓ **資金運用方法の見直し**に関する文科大臣による要求
- ✓ 金融・資産運用等に精通した**運用業務担当理事**、運用の実施状況を監視する**運用・監視委員会の設置**

(2) 財政融資資金法の特例

- ✓ **財政融資資金法第10条の特例規定**を措置(民間出資がある場合にも財政融資資金の貸付を許容)
- ✓ **50年間(令和3年度～令和52年度)の時限的な活用** (実際には40年貸・元金均等償還(元金20年据置))
- ✓ 基本指針及び償還計画に、**財政融資資金の確実な償還のための事項及び計画**を定める [※]

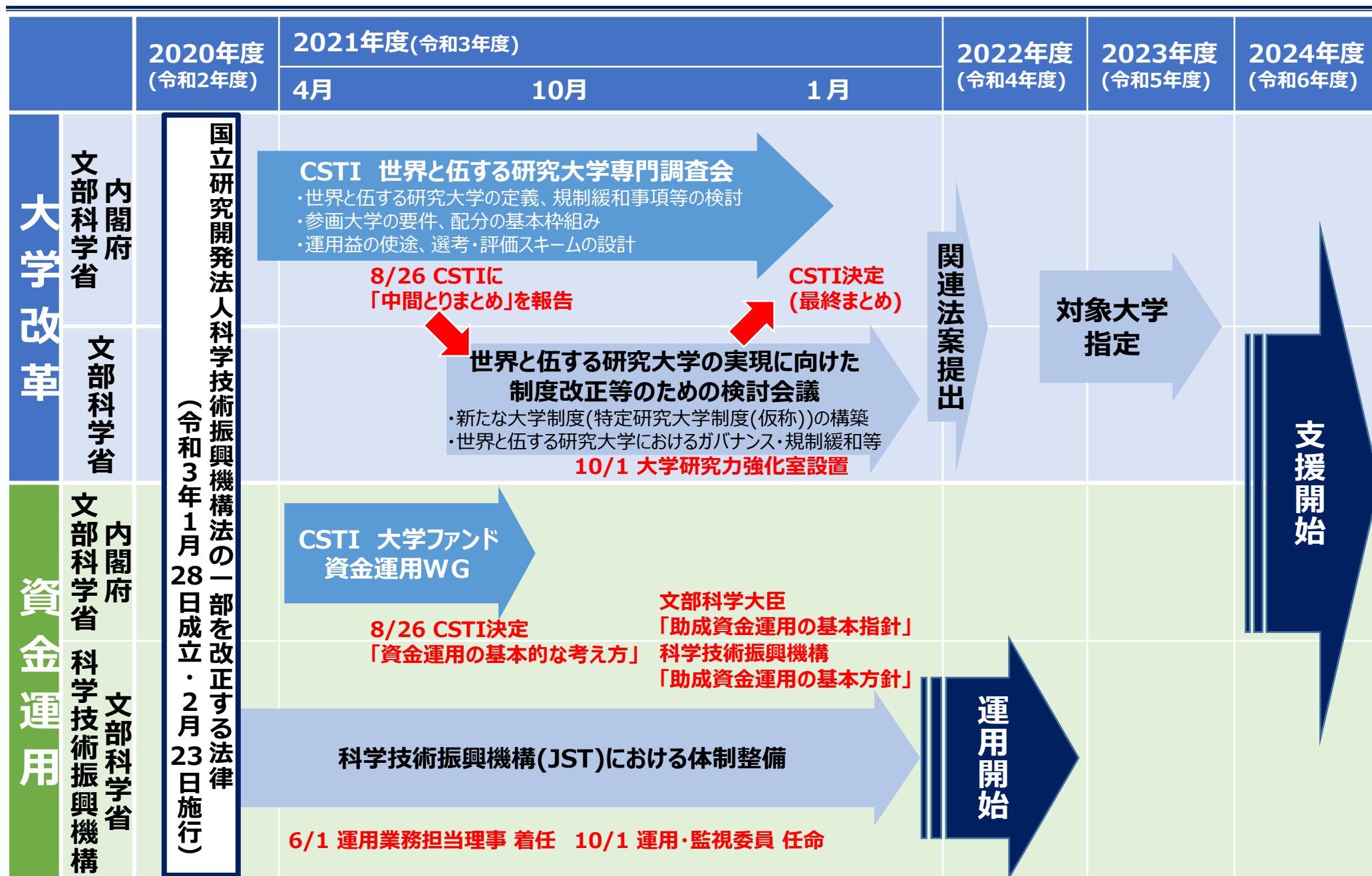
(参考) 独立行政法人通則法の関連規定(同法第44条)

- ✓ 毎事業年度の利益処分(**過年度の繰越欠損を埋めてなお生じる残余の一部を大学への助成配分に充当**) [※]
⇒ **財政融資資金(運用原資)は大学支援のために取り崩さず、順次償還**

※は財務大臣協議の対象

1. (2) これまでの経緯・今後のスケジュール等

10月13日科学技術・学術審議会総会資料



(参考)世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的な考え方(概要)

7月28日財投分科会
内閣府・文部科学省資料を一部加工

ポイント

- **運用目的** : 世界と伍する研究大学の実現に必要な**研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源の確保**
- **運用目標** : **長期支出（ペイアウト）目標（3%）＋長期物価上昇率（1.38%）以上とし、許容リスクの範囲内で運用回りを最大化**
- **運用上の重要事項** : **世界標準の長期・分散投資の実行と投資規律の遵守、これを支える運用体制・ガバナンス体制の構築とリスク管理**

概要

I. 基本的な方針

- (1) **運用の目的**
 - ・ 長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ効率的に運用を行うことにより、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保
 - ・ これにより、将来的に、大学基金の指針になる運用モデルを示す
- (2) **運用の基本的な方針**
 - ・ 上記以外の他の政策目的のために運用を行うこと（他事考慮）はできない
 - ・ 外部運用機関への委託運用（株式運用）にあたり、個別の銘柄選択や指示はできない
 - ・ 長期運用機関として、分散投資とあいまって長期・安定的に国内外の経済成長の果実を獲得

II. 運用の目標および資産構成に関する基本的な事項

- (1) **運用目標/支出政策**
 - ・ **長期支出（ペイアウト）目標（3%）＋長期物価上昇率（1.38%）以上**
 - ・ **許容リスク（グローバル株式：グローバル債券＝65:35のレファレンス・ポートフォリオの標準偏差）の範囲内で利回りを最大化**
 - ・ 年間3,000億円（実質）支援実現のため長期支出目標は3%とし、支出上限（当面3,000億円（実質））を設定
 - ・ 安定的支援の実現の観点から、**バッファ（当面3,000億円×2年分）を確保**
 - ・ 運用目標の達成状況は、単年度ではなく、一定期間（例えば、3年、5年、10年）で評価。併せて、レファレンス・ポートフォリオの複合ベンチマーク収益率との比較等により市場環境も適切に考慮
- (2) **基本ポートフォリオによる運用**
 - ・ JST（機構）は、長期的な観点から上記運用目標を達成するための資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき、運用・管理
- (3) **運用の手法**
 - ・ 長期投資・分散投資、グローバルな投資を推進（海外ネットワーク・コミュニティへの参画）
 - ・ リスク分散等の観点からオルタナティブ投資（プライベート・エクイティ、不動産等）を戦略的に推進
 - ・ 投資効率の向上の観点から、新たな投資商品・投資手法の調査研究を積極的に推進
 - ・ 投資規律を重視し、基本ポートフォリオに基づくリバランスを適切に実施
- (4) **運用立ち上げ期の留意事項**
 - ・ **運用開始5年以内の可能な限り早い段階で3,000億円（実質）の運用益の達成、10年以内の可能な限り早い段階で長期運用目標を達成するポートフォリオ構築を目指す**
 - ・ 立ち上げ当初は上記ポートフォリオへの到達に向けた移行計画を策定

III. 資金の調達に関する基本的な事項

- ・ 運用目標の達成や**償還確実性の確保の観点から、自己資本と他人資本のバランスに留意しつつ、政府からの出資金及び財政融資資金により資金を調達。10兆円規模への拡充について本年度内に目途を立てる。順次、機構の債券発行、支援大学からの資金拠出等を実施**
- ・ **財政融資資金の確実な償還のために、機構は、毎年度適切に償還計画を策定**

IV. 機構が遵守すべき基本的な事項

- (1) **運用体制・ガバナンス体制の構築**
 - ・ **執行部から独立した運用・監視委員会が、運用を適切に監視。委員会は投資規律遵守の要**
 - ・ **投資委員会に加え、牽制機能を担うリスク管理委員会を設置。監事が適切な業務運営を監視（いわゆる「3線防御」）**
 - ・ 高度かつ多様な運用の実践には、**専門的知識を有する優秀な人材の確保が最重要課題。このための雇用形態や給与体系を構築**
 - ・ 将来的な各大学における基金造成も視野に、長期的視点に立った人材育成を推進
- (2) **運用委託機関等の選定、評価及び管理**
 - ・ 運用委託機関等の選定・管理のための取組を推進、定期的な評価の実施
- (3) **リスク管理**
 - ・ 運用目的が達成できないこと（必要な支出ができないこと）が考慮すべき重要なリスク
 - ・ **短期的な評価損益の変動に関し、標準偏差等をモニタリング指標として定期的に確認。一定の水準に達した場合は、投資規律を遵守しつつ、市場環境等を確認し、結果を国に報告**
 - ・ **ネットの実現損（評価損ではない）の累計が毎年度の決算時点で自己資本を上回る状態が3期連続で継続した場合、事業の見直しを国と協議**
- (4) **その他**
 - ・ 運用目標の達成の観点から、スチュワードシップ責任を果たす活動、ESGを考慮した取組を推進
 - ・ 市場への影響等に留意しつつ、運用実績、手法等について年度の公開資料を分かりやすく公表

V. 国への期待

- ・ 特に市場環境の悪化時の**投資規律への介入を排除し、運用の自主性・一貫性を担保**
- ・ 大学ファンド**監督官庁の在り方やCSTIの関与（恒久的な会議体の設置等）、運用に関する専門的知識を有する職員確保等、国の体制の抜本的強化と関係省庁の連携**
- ・ 合議制の最高意思決定組織が世界の潮流であることを踏まえ、**運用・監視委の位置づけを検証**
- ・ 運用の高度化等に資する科学的知見や投資理論の深化のための調査研究の推進

(参考)CSTI 世界と伍する研究大学専門調査会中間まとめ(概要)

7月28日財投分科会
内閣府・文部科学省資料を一部加工

1. 世界と伍する研究大学の目指すべき姿

- 基本計画におけるSociety5.0社会の実現に向けては、我が国の研究大学の在り様をリデザインし、**3%程度の事業成長を前提に**、カーボンニュートラルやDXなどの社会課題の解決や日本が世界を凌駕する成長分野の創出など**産業界や学術界、地域、行政など多様な主体を巻き込みながら、グローバル社会の変革を牽引する活動を展開することをミッション**とすることが必要。
- そのためには、**事業戦略・財務戦略とそれを支える強靱なガバナンスを有し**、大学を取り巻く社会と対話しその共感を引き出すことで柔軟性のある**持続可能な成長を実現する「経営体」を目指す**ことが必要。
- 高度な教育研究環境**を実現するのに必要な多様な財源の獲得を含む**経営の高度な自律性、自由裁量が必要**

2. 世界と伍する研究大学に求められる要素

■ガバナンス

- 世界と伍する研究大学のミッションに照らせば、**大学のビジョンや事業・財務戦略の策定、それらを実行する学長の選考と監督といった大学経営に関する重要事項を、学内外のステークホルダーが共に議論、共有を行う最高意思決定機関としての合議体**が必要。
- 合議体の構成員は大学のミッションを理解し、その実現に向けて強い使命感と責任感が必要であり、また、構成員がその決定について責任を持つ制度とすることが必要。
- 学長の選考**については、**合議体において経営的資質を踏まえ、大学内外から適任者を選考**できることが必要。
- 世界と伍する研究大学に特化した**ガバナンスコード**を策定するとともに、**大学内の意思決定過程の公開を通して外部への説明責任を高めていく**ことが必要。

■事業・財務戦略と豊富で多様な資金

- 大学全体として財源に裏付けされた**事業戦略**が必須。その際、学内のセグメントごとの財務状況の把握が必要。
- 大学全体の事業戦略、財務戦略を立案し、責任をもって実行に移す**「事業財務担当役員(CFO)」の設置**が必要。
- 大学自己資金の拡充のためには、ビジョンの提示によりステークホルダーからの共感を引き出し、執行部主導の**ファンドレイジング**、ベンチャー育成、既存企業との連携による新たな価値の創出等が必要。

■トップレベルの教育研究基盤

- 研究環境の充実、人事制度の変革等により世界的な研究者マーケットで優秀な研究者を獲得できるようにすることが必要。
- 優秀な博士課程学生を研究者として処遇するとともに、若手研究者は**インブリーディング抑制し、競争的な環境の中で処遇**。
- これら**教学に関する事項の実質的な責任者としての「プロボスト」の設置が必要**。
- 大学経営人材の資質向上や外部人材の活用、研究支援者の積極採用。

3. 当面必要な制度改革等

- ✓ **世界と伍する研究大学について**、既存の大学制度の特例としての**新たな制度的枠組み(特定研究大学制度(仮称))を構築**し、大学ファンドからの支援を含め政府による財政的支援、規制緩和等を集中的に行うことが必要。また、国として適切な関与を行うための**アドバイザリーボードの設置が必要**。
- ✓ また大学の自律性・自由裁量を高める観点から、教育研究組織の改廃手続きの緩和、**国大法人における基金制度の構築**、既存評価の削減、債券等による自己資金調達機能の拡充等が必要。
- ✓ **国立大学法人については、合議体のガバナンスを可能とする法制度を導入するための法改正**が必要。※公立大学法人は改正の必要性を要検討。

⇒**具体の制度改革内容については別途、関係省庁において検討を進め、本専門調査会の最終報告に反映。**

4. 今後の検討予定

- 大学ファンドによる**世界と伍する研究大学、博士学生支援の要件、支援の在り方等**について検討を行い、3. の**具体の制度改革内容と併せて、本年末に最終とりまとめを行う**予定。

1 大学ファンドの概要とこれまでの経緯

(1) 大学ファンドについて（令和4年度要求の概要）

(2) これまでの経緯・今後のスケジュール等

2 運営上の論点

(1) これまでの分科会における主なご指摘事項

(2) 論点①償還確実性の確保等について

論点②その他の枠組み、大学改革等について

2. (1)これまでの分科会における主なご指摘事項

1. 償還確実性の確保
2. 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)におけるファンド運営、リスク管理
(大学ファンドの運用、ガバナンス・リスク管理体制、リスク管理・モニタリング)
3. 大学への支援
4. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達努力
5. 将来的な各大学における大学固有基金の運営
6. 参画大学の要件・大学改革(ガバナンス改革)

2.(2)論点① 償還確実性の確保等について

<1. 償還確実性の確保>

- 財政融資資金の貸付に係る借用証書や、毎年度JSTが文部科学大臣に提出する償還計画(財務協議あり)等に、償還確実性を担保するための具体的な規定を盛り込むべきではないか(借用証書におけるコベナント条項※等)。例えば、償還計画通りの償還が見込み難い場合は、事業の見直し等を行う旨を記載してはどうか。

※ 契約の内容として、債務者の債務履行能力の維持を図るために、債務者に一定の誓約事項を課すもの。財政融資においてもコベナントの活用により財投機関の規律を保ち、債務償還の確実性を高めることが期待される。（「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（財投分科会 平成26年6月17日））

- 償還原資となる元本(財政融資資金)を毀損させずに、大学への支出は全て運用益から賄うこととなっている中、財政融資資金を確実に償還するためには、下方リスクに備え、相応の自己資本が必要ではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

<2. JSTにおけるファンド運営、リスク管理>

- 償還確実性が求められる中、大学ファンドの長期収益目標率が3%である根拠如何。
- JSTにおいて、どのようなガバナンス・リスク管理体制を構築するのか。ファンドマネジメントの具体的な人数・構成等について、どのように考えているのか。
- 運用・監視委員会の具体的な役割・責任は何か。
- 具体的にどのようなリスク管理・モニタリングを行うのか。事業自体の見直しを行うラインを設けるべきではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

(脚注) 運用に当たっては、長期運用や国際分散投資及び投資規律の遵守を図る。

2.(2) 論点② その他の枠組みについて

<3. 大学への支援>

- 大学への支援にあたっての会計処理はどのように行われるのか。
- 運用益が出ない場合の仕組みをどうするのか。償還確実性を確保しつつ、長期運用目標を達成する観点から、特に運用立ち上げ期も含め、大学への支援額の水準をどのように考えているのか。
- 財政融資資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認できるよう、今後の大学への支援額の決定等も含め、資金の貸し手である財務省も関与すべきではないか。
- 大学への支援にあたっては、大学の自立を促す観点から、寄附金の拡充や大学債の発行等、自己収入の増加を促す仕組みとすべきではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの支援^(※)に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

(※) 大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

<4. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達努力>

- 支援対象となる大学は、大学ファンドにどのように資金拠出するのか。資金拠出にあたっては、何等かのインセンティブを与えるべきではないか。

(参考1) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。

(参考2) 「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出^(※)を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

(※) 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

2.(2)論点② その他枠組みについて、大学改革等について

<4. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達努力>(続)

- 国の資金活用が時限的であることを踏まえ、例えば、運用益により利益剰余金が拡大した場合は、財政融資資金の早期の繰上償還も検討すべきではないか。

(参考)「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)(抜粋)

財政融資資金については、ファンドの自立を促すための時限的な活用とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、償還確実性を確保するための仕組みを設ける。

- JSTは、財投改革の趣旨を踏まえ、資金の自己調達(JST債の発行等)を行うべきではないか。

<5. 将来的な各大学における大学固有基金の運営>

- 各大学において具体的にどのように基金の組成や体制整備、ノウハウ蓄積等を行うのか。

(参考1)「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的な考え方」(令和3年8月総合科学技術・イノベーション会議決定)(抜粋)

将来的には各大学が基金を保持・運用していくことを目指す。

(参考2)「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

<6. 参画大学の要件・大学改革>

- 参画大学の具体的な要件等(参画大学数や配分の枠組み、資金使途等も含む)はどのようなものになるのか。また、いつ、どのように決めるのか。大学改革の制度設計とは具体的にどのようなものか。

(参考1)「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

(参考2)「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。

世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。

2.(2) 論点② 大学改革等について

＜6. 参画大学の要件・大学改革＞（続）

○ 参画大学には、年3%の事業成長を求めるとのことだが、具体的にどのように実現するのか。

（参考）「コロナ克服・新時代開拓のための総合経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

○ また、参画大学においては、ガバニングボードが3%成長の責任主体であり、法人の長が3%成長の統括責任者であるとのことだが、具体的にどのような責任が生じるのか。

財政制度等審議会 財政投融资分科会

大学ファンドについて

国立研究開発法人科学技術振興機構

令和3年12月9日

内閣府 文部科学省

世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンド

令和3年度補正予算額(案)6,111億円
※自己資本の拡充

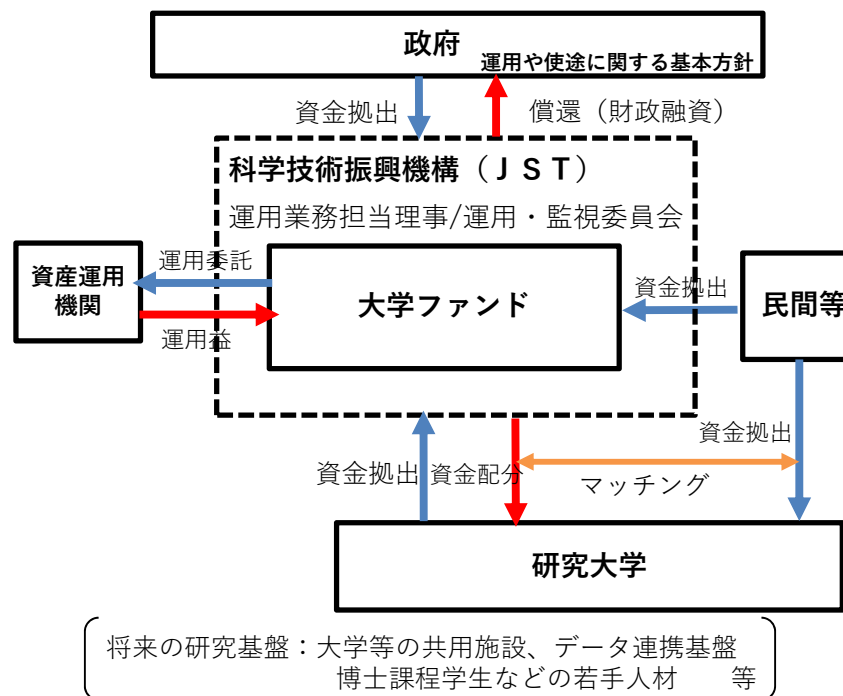
① 施策の目的

- 世界トップ大学は、経営体としての体制を整備するとともに、寄付と産学連携（特許収入やベンチャー投資を含む）が混然一体となって巨額の基金を保持。その運用によって経営基盤を強化しつつ、優れた研究開発や人材育成を行っている。
- 我が国の大学の資金力と研究基盤は世界トップ大学との差が拡大している。その格差がこれ以上拡大しないためにも、将来的には日本の大学も自らの資金で基金の運用を行うことを念頭に、JSTに創設されたファンドによる将来の研究基盤への安定的・長期的な投資を行い、世界に伍する研究大学への成長を促す。

② 施策の概要

世界と伍する研究大学の実現のため、10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、大学の将来の研究基盤へ長期・安定的投資を行うとともに、大学改革を完遂することにより、我が国の研究大学における研究力の抜本的な強化を実現する。

③ 施策の具体的内容・スキーム



【参考】「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)（抄）」

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末を目途に運用²⁴を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援²⁵に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出²⁶を促進する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には²⁷、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

24 運用に当たっては、長期運用や国際分散投資及び投資規律の遵守を図る。

25 大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

26 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

27 過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤が形成された以降。

大学ファンドの制度設計について

運用の仕組み

■「物価上昇率（1.38%）＋支出目標率3%以上」の運用を目標

- 運用元本は、政府出資金（資本）と財政融資資金（負債）
（※順次、財投機関債を発行し、大学からの資金拠出の在り方を検討）
- 政府出資金は事業の基礎的財産/リスクバッファの性格
（運用当初の自己資本比率11.1%は、支出目標率3%に対応した最小限の比率）
- 運用益の一部を資本として積み上げ、上記運用目標を確実に達成できる自己資本を形成

■世界標準の長期・国際分散投資の実行

- 長期、国際分散投資を徹底（国内外の成長を確実に取り込み）
- 投資規律の遵守（リバランスの適切な実行）

⇒ 上記運用の実現により、中長期的に、「支援」と「財務健全性」を両立可能

大学支援の仕組み

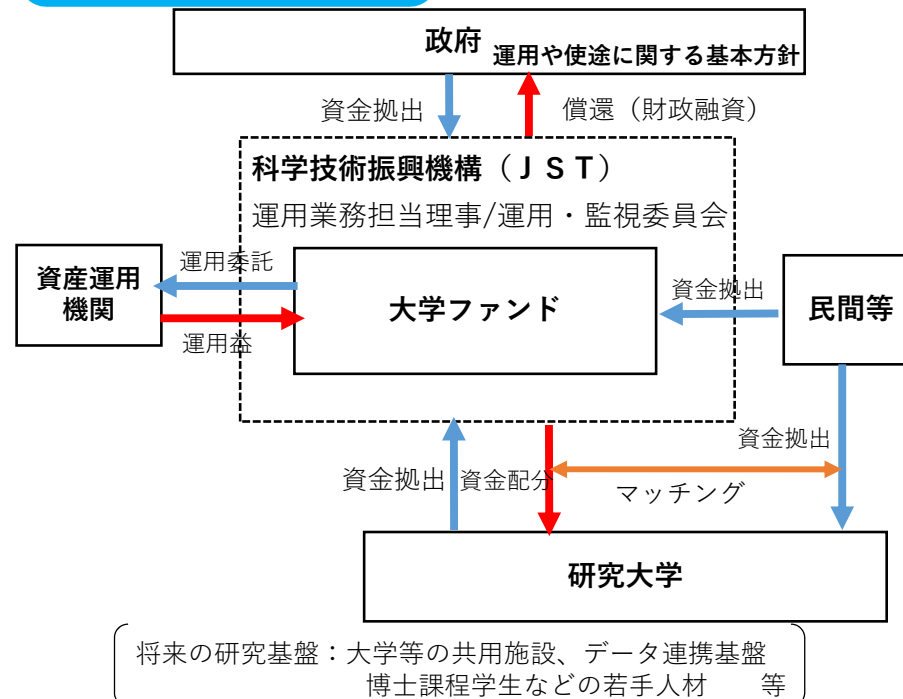
■「事業成長3%」と「大学固有基金の造成・運用」を目指す

- 運用益による支援（事業成長3%実現のため、大学の外部資金獲得額とのマッチング等を導入予定）
- 大学からの資金拠出のあり方は検討中、大学固有基金の造成を促進
- 支援大学の要件等は、専門調査会で議論（支援数は真に限定）

■大学への長期的・安定的支援の実現

- 市場の変動に備えショック時でも安定的な支援のため、運用益を積立て支援バッファを構築（当面3,000億円×2年分）
- 毎年度支援額は、運用状況と支援ニーズ等も踏まえ、政府の会議体で決定

スキーム



償還確実性

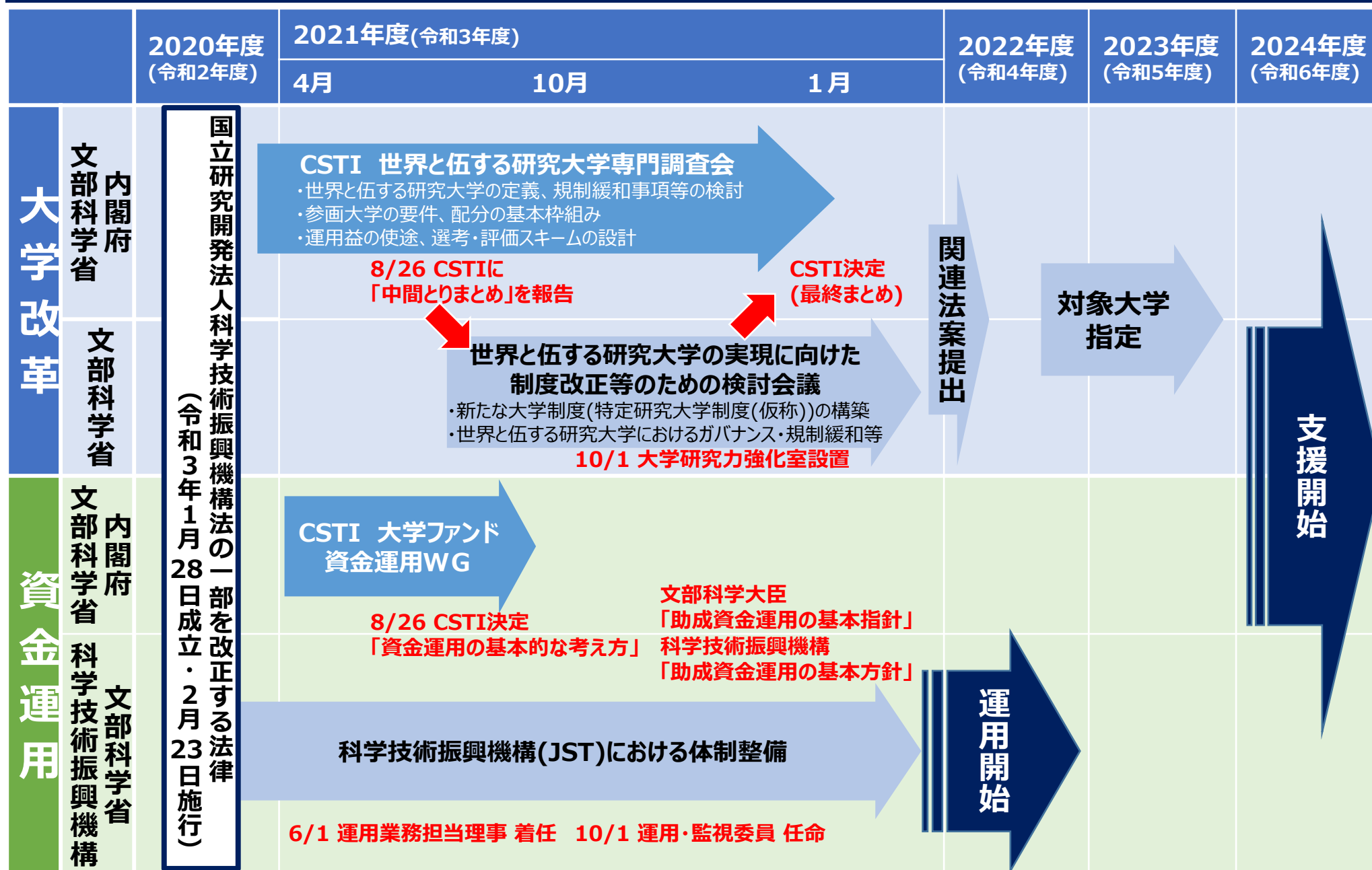
■リターンを着実に得て、償還期には一定の割合の資本を保持しつつ、元本から確実に償還

- 長期運用、国際分散投資、投資規律の徹底
- 運用益の一部を内部留保し、中長期的には自己資本のみで大きな市場変動を吸収可能な水準を目指す

■リスク管理・モニタリングに万全を期す

- JSTに、世界標準のリスク管理を行う体制を構築
- 複層的にモニタリングを行い資産評価額が財政融資資金残高を下回った場合や年度初来の総合収益率が -1σ 時には報告
- ネットの実現損失が資本金を超過する状況が継続した場合、事業見直しの判断

大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



2.(2) 論点① 償還確実性の確保等について

<1. 償還確実性の確保>

- 財政融資資金の貸付に係る借用証書や、毎年度JSTが文部科学大臣に提出する償還計画(財務協議あり)等に、償還確実性を担保するための具体的な規定を盛り込むべきではないか(借用証書におけるコベナント条項※等)。例えば、償還計画通りの償還が見込み難い場合は、事業の見直し等を行う旨を記載してはどうか。

※ 契約の内容として、債務者の債務履行能力の維持を図るために、債務者に一定の誓約事項を課すもの。財政融資においてもコベナントの活用により財投機関の規律を保ち、債務償還の確実性を高めることが期待される。（「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（財投分科会 平成26年6月17日））

→ **ご指摘のとおり対応予定（詳細は調整中）。**

- 償還原資となる元本(財政融資資金)を毀損させずに、大学への支出は全て運用益から賄うこととなっている中、財政融資資金を確実に償還するためには、下方リスクに備え、相応の自己資本が必要ではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

→ **後述<3. 大学支援>にて回答。**

2.(2) 論点① 償還確実性の確保等について

<2. JSTにおけるファンド運営、リスク管理>

○ 償還確実性が求められる中、大学ファンドの長期収益目標率が3%である根拠如何。

→ CSTI「世界と伍する研究大学専門調査会」資金運用WGにおいて、我が国の国力に応じた世界トップ研究大学を創出するのに必要な支援規模の検討（先進諸国におけるトップ研究大学数、その事業規模、事業成長率等の各種データの国際比較）を行った上で、投資環境の過去実績及び将来予測やストレス分析等を踏まえて、必要かつ実現可能な水準として長期収益目標を3%（実質）と設定。

※ 諸先進国のGDP規模と世界大学ランキング（THE及びQS）のトップ50にランクインする大学数との関係性を当てはめると、トップ50に日本の大学が5～7校程度ランクインすることを想定。

※ 海外トップ大学の事例を参照すれば、年3%の事業収入の成長が必要。

○ JSTにおいて、どのようなガバナンス・リスク管理体制を構築するのか。ファンドマネジメントの具体的な人数・構成等について、どのように考えているのか。

○ 運用・監視委員会の具体的な役割・責任は何か。

→ ・ 運用業務担当理事として、喜田昌和氏（元農林中央金庫・常務執行役員【グローバル投資、オルタナ投資等の経験あり】）が本年6月に着任（文部科学大臣承認）。

・ 助成資金運用等の適正な運営を図るため、外部有識者による運用・監視委員会を設置（10/1文部科学大臣任命）。助成資金運用の基本方針等の審議や資金運用の実施状況の監視等を行う。11/2に第1回を開催。

・ JSTにおいて、投資部門（第1線：資金運用本部）、リスク管理部門（第2線：運用リスク管理部）、内部監査部門（第3線）による「3線防衛」を機能させ、運用及びガバナンス機能を構築。

・ 来年3月の運用開始に向け、現在、運用体制を構築中（投資に係る具体的な人数・構成等は調整中）。

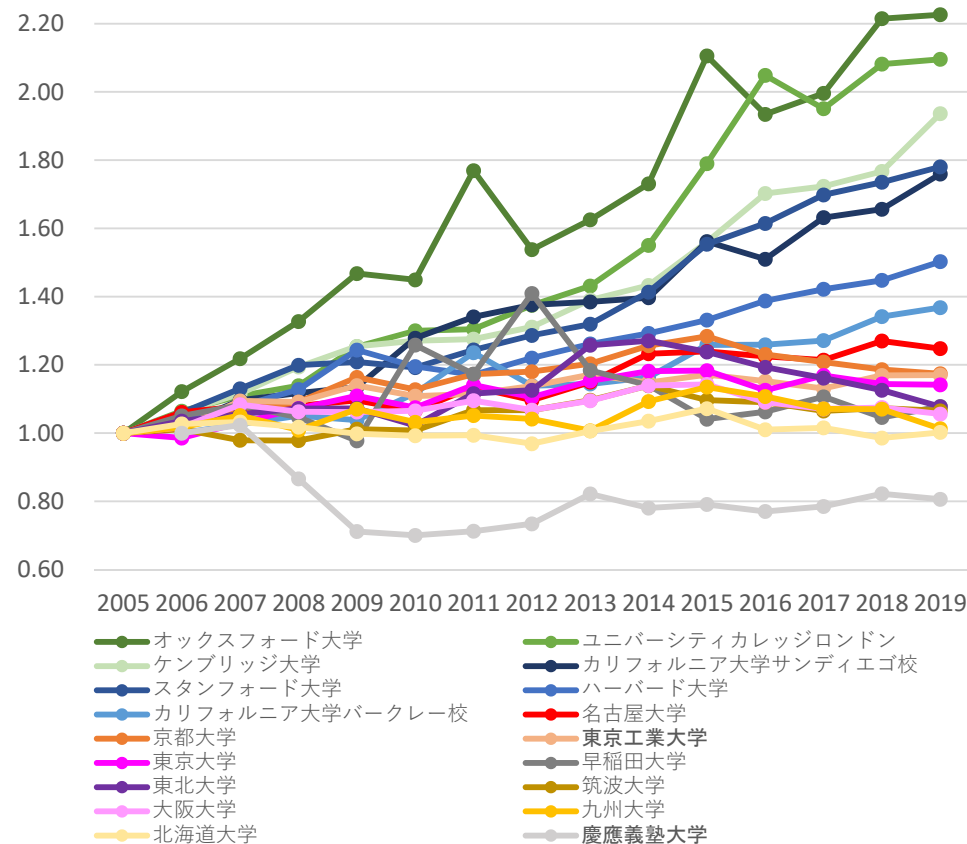
研究大学の資金規模と成長の比較

我が国の研究大学(RU11を事例)の多くはここ数十年で資金規模を増加させているが、英米の研究大学の資金規模の成長は著しく、その差は大幅に拡大。以下グラフの欧米の7大学の年間実質平均成長率は3.8%。この間のTHE上位10校の平均名目成長率は5.5%（※上位30校だと6.0%）（この間の各国の物価上昇率・高等教育物価指数(米国)は2.1~2.6%程度）。

⇒我が国大学が、世界と伍する大学となるためには、支出成長率「3%+物価上昇率」が最低限必要。

各国大学収入の成長指数

(インフレ調整済、2005年を1とした場合の各年の値)



※海外大学は各大学の年度報告書から作成(病院収入を除く)。日本の国立大学は財務諸表から作成(附属病院収益を除く)。日本の私立大学は各大学の資金収支計算書から作成(医療収入を除く)。左図は2005年の収入を1としたときの伸び率(慶應義塾大学、カリフォルニア大学バークレー校、ユニバーシティカレッジロンドンは2006年から)を示す。慶應義塾大学の数値が2008年以降減少しているのは、寄附金・資産売却収入・借入金等収入が当期に減少していることが主な要因(慶應義塾大学事業報告書より)。海外大学の収入については\$1=110円、€1=135円として計算。成長指数は消費者物価指数を利用して補正。

※大学ファンド研究大学専門調査会資料(第2回)に各大学の実質成長率を追記。

各国大学の収入・増減率・年平均成長率

大学名	2005年収入	2019年収入	増減率	成長率(実質)
オックスフォード大学	716億円	2,201億円	207.4%	5.88%
ユニバーシティカレッジロンドン	694億円 (2006)	2,007億円	189.2%	5.43%
ケンブリッジ大学	1,107億円	2,959億円	167.3%	4.83%
スタンフォード大学	2,892億円	6,742億円	133.1%	3.52%
カリフォルニア大学サンディエゴ校	1,615億円	3,720億円	130.3%	3.43%
ハーバード大学	3,081億円	6,062億円	96.8%	2.27%
カリフォルニア大学バークレー校	1,859億円 (2006)	3,325億円	78.9%	1.85%
名古屋大学	544億円	713億円	31.1%	1.59%
京都大学	974億円	1,202億円	23.4%	1.15%
東京工業大学	379億円	466億円	23.0%	1.13%
東京大学	1,546億円	1,855億円	20.0%	0.95%
早稲田大学	1,348億円	1,527億円	13.3%	0.54%
東北大学	843億円	955億円	13.3%	0.53%
筑波大学	568億円	636億円	12.0%	0.45%
大阪大学	899億円	998億円	11.0%	0.39%
九州大学	720億円	767億円	6.5%	0.09%
北海道大学	645億円	679億円	5.3%	0.02%
慶應義塾大学	2,139億円 (2006)	1,807億円	▲15.5%	▲1.64%

海外大学エンダウメント

	Yale	Stanford	Harvard	Princeton	Oxford
運用目的	・エンダウメントの価値の永続的維持 ・世代間公平性の確保	・大学の経常支出への支援 ・将来世代のためのエンダウメント購買力維持	・大学活動への安定的・長期的支出 ・エンダウメント価値の永続的維持	・大学の現在・将来の活動への支援 ・エンダウメント実質価値の保持による世代間平等性の維持	・エンダウメントの実質的価値の保持・成長 ・大学への安定的支援
リターン目標	6.9% + HEPI	7.6%+HEPI+諸経費	(明記無し)	支出目標 + HEPI	5% + CPI
ペイアウト目標	5.25%	5.5%	5.0-5.5%	4.0-6.25%	4.25%
リスク認識	・ペイアウトが確保できないこと ・50年間でみて、購買力を損なうこと ・必要な流動性が確保できないこと	・エンダウメント価値の永久的減損	(明記無し)	・上記目的がリスク・パラメータ	・上記目的の達成がリスク・マネジメントの目的
運用資産	3.4兆円 (2020年)	3.3兆円 (2020年)	4.6兆円 (2020年)	2.9兆円 (2020年)	0.6兆円 (2019年)
年間収益率	9.9% (過去20年間)	8.1% (過去20年間)	7.3% (2020年度)	9.2% (過去20年間)	9.6% (2009年以降)
資産構成	米国株式 2% 海外株式 12% 未上場株式 18% VC 24% 絶対収益型 24% 不動産 10% 天然資源 5% 債券・現金 8%	米国株式 6% 海外株式 19% 未上場株式 30% 絶対収益型 21% 不動産 8% 天然資源 6% 債券・現金 10%	上場株式 19% 未上場株式 23% ヘッジファンド 36% 不動産 7% 天然資源 3% その他実物資産 1% 債券 5% 現金・その他 6%	上場株式 22% 未上場株式 30% 絶対収益型 24% 実物資産 18% 債券・現金 6%	上場株式 53% 未上場株式 23% 不動産 8% クレジット 8% 現金・債券 8%
職員数	総数不明 (投資27人, リーガル5人)	約60人	120人程度	46人 (投資23人, オペレーション23人)	23人

※ Yale, Stanford, Princetonの資産構成は基本ポートフォリオ。その他は実際の資産構成。資産構成は四捨五入のため合計値が100%にならない場合がある。

※ 各機関の財務レポート、ウェブサイト等より。\$1=¥110、£1=¥150として計算。年間収益率は名目値。HEPI: Higher Education Price Index

国内年金

	GPIF	国家公務員共済	地方公務員共済	私学事業団	企業年金連合会
運用目的	・長期的に年金積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保すること	・長期的に年金積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保すること	・長期的に年金積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保すること	・長期的に年金積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保すること	・長期的に必要な年金資産の積立て ・積立不足に陥る確率の極小化
リターン目標	賃金上昇率+1.7%	賃金上昇率+1.7%	賃金上昇率+1.7%	賃金上昇率+1.7%	予定利率等に応じた利回り
リスク認識	・年金財政上必要な長期的な収益が得られなくなること	・年金財政上必要な長期的な収益が得られなくなること	・年金財政上必要な長期的な収益が得られなくなること	・年金財政上必要な長期的な収益が得られなくなること	・積立水準の変動
運用資産	178兆円 (2020年度Q3)	7.5兆円 [8.3兆円] (2020年度Q3)	22.6兆円 [47.2兆円] (2020年度Q3)	2.6兆円 [5.0兆円] (2020年度Q3)	10.2兆円 [10.7兆円] (2019年度末)
年間収益率	3.70% (2010-2019年度)	2.81% (2010-2019年度)	3.33% (2010-2019年度)	3.25% (2010-2019年度)	3.87% (1996-2019年度)
資産構成	国内債券 25% 国内株式 25% 外国債券 25% 外国株式 25% ※ オルタナティブ [※] 上限 5%	国内債券 25% 国内株式 25% 外国債券 25% 外国株式 25% ※ オルタナティブ [※] 上限 1%	国内債券 25% 国内株式 25% 外国債券 25% 外国株式 25% ※ オルタナティブ [※] 上限 5%	国内債券 25% 国内株式 25% 外国債券 25% 外国株式 25% ※ オルタナティブ [※] 上限 5%	国内債券 44% 国内株式 16% 外国債券 15% 外国株式 25% ※ オルタナティブ [※] 12%

- ※ 国家公務員共済、地方公務員共済及び私学事業団については、厚生年金保険給付の積立金に関する記載。
- ※ 企業年金連合会の運用資産は基本年金等の実績、[]内は基本年金等及び通算企業年金の総額。
- ※ 国家公務員共済、地方公務員共済及び私学事業団の運用資産の[]内は厚生年金保険給付、経過的長期給付及び退職等年金給付の各積立金の総額。
- ※ 年間収益率は名目値。GPIFの年間収益率はGPIFの管理・運用する資産の値。企業年金連合会の年間収益率は基本年金等の値。
- 国家公務員共済、地方公務員共済及び私学事業団の年間収益率は運用手数料控除後。GPIF及び企業年金連合会の年間収益率は運用手数料控除前。
- 私学事業団の年間収益率は、同事業団のウェブサイト及び社会保障審議会（年金数理部会）資料より内閣府が幾何平均により算出。
- ※ GPIF、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学事業団の資産構成は、2020年度から適用している基本ポートフォリオ。
- 企業年金連合会の資産構成は、基本年金等における実際の資産構成（2019年度末時点）。
- ※ 各機関の財務レポート、ウェブサイトより作成。

概要(JSTにおける資金運用にかかるガバナンス体制)

国立研究開発法人科学技術振興機構法（抄）

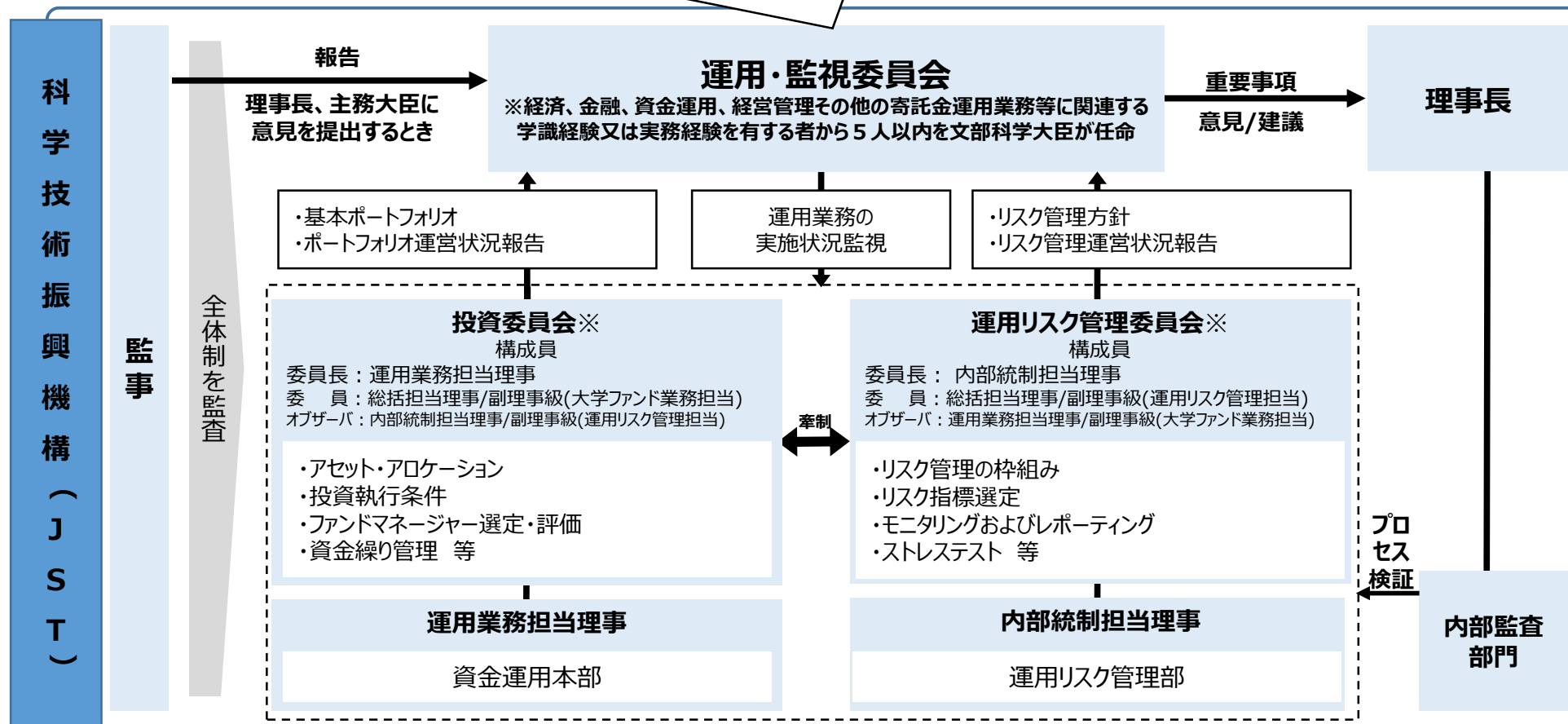
（運用・監視委員会の設置及び権限）

第20条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

- 2 第1号から第3号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第4号に掲げるもの*については、運用・監視委員会の議を経なければならない。
- 3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。
- 4 運用・監視委員会は、前2項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（*）

- 一 通則法第28条第1項に規定する業務方法書
- 二 通則法第35条の5第1項に規定する中長期計画
- 三 通則法第35条の8において準用する通則法第31条第1項に規定する年度計画
- 四 第29条第1項に規定する基本方針



※委員は検討中



国立研究開発法人
科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

運用・監視委員会 委員

運用・監視委員会 委員5名 (五十音順・敬称略)

- うすき まさはる
臼杵 政治
名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
- さとう ひさえ
佐藤 久恵
学校法人国際基督教大学 理事
- ランディス ジーマーメン
Landis Zimmerman
前 ハワード・ヒューズ医学研究所 副所長 兼 CIO
- ◎ なかそ ひろし
中曽 宏
株式会社大和総研 理事長 / 元日銀副総裁
- まるやま たくえい
丸山 琢永
PwCあらた有限責任監査法人 執行役常務 パートナー
兼 PwCビジネスアシュアランス合同会社代表執行役COO

◎ : 委員長 ○ : 委員長代行

(令和3年10月1日付け 文部科学大臣任命)

2.(2) 論点① 償還確実性の確保等について

＜2. JSTにおけるファンド運営、リスク管理＞

○ 具体的にどのようなリスク管理・モニタリングを行うのか。事業自体の見直しを行うラインを設けるべきではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

※ 運用に当たっては、長期運用や国際分散投資及び投資規律の遵守を図る。

- ・ JSTにおいて、標準偏差等をリスク管理上のモニタリング指標として、日次で確認。その結果を月次で運用リスク管理委員会に報告。結果に応じて、投資規律を遵守しつつ、市場環境や資産配分方針の見直しの要否等を確認の上、運用・監視委員会に報告。
- ・ 以下の場合、文部科学大臣・財務大臣にも報告。
 - ネットの実現損失(単年度、累計)が資本金を超過する場合(決算時点)(3期連続となった場合は、事業見直しの判断)
 - 資産評価額が財政融資資金の残高を下回る場合
 - 年度初来の総合収益率が基本ポートフォリオの標準偏差の-1倍、-2倍を下回る場合
- ・ 運用資産全体・資産種類・運用手法等の視点から各種リスク(市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等)の特性に応じ、複層的にモニタリングを行う。

JSTにおいて検討中のモニタリングプロセス

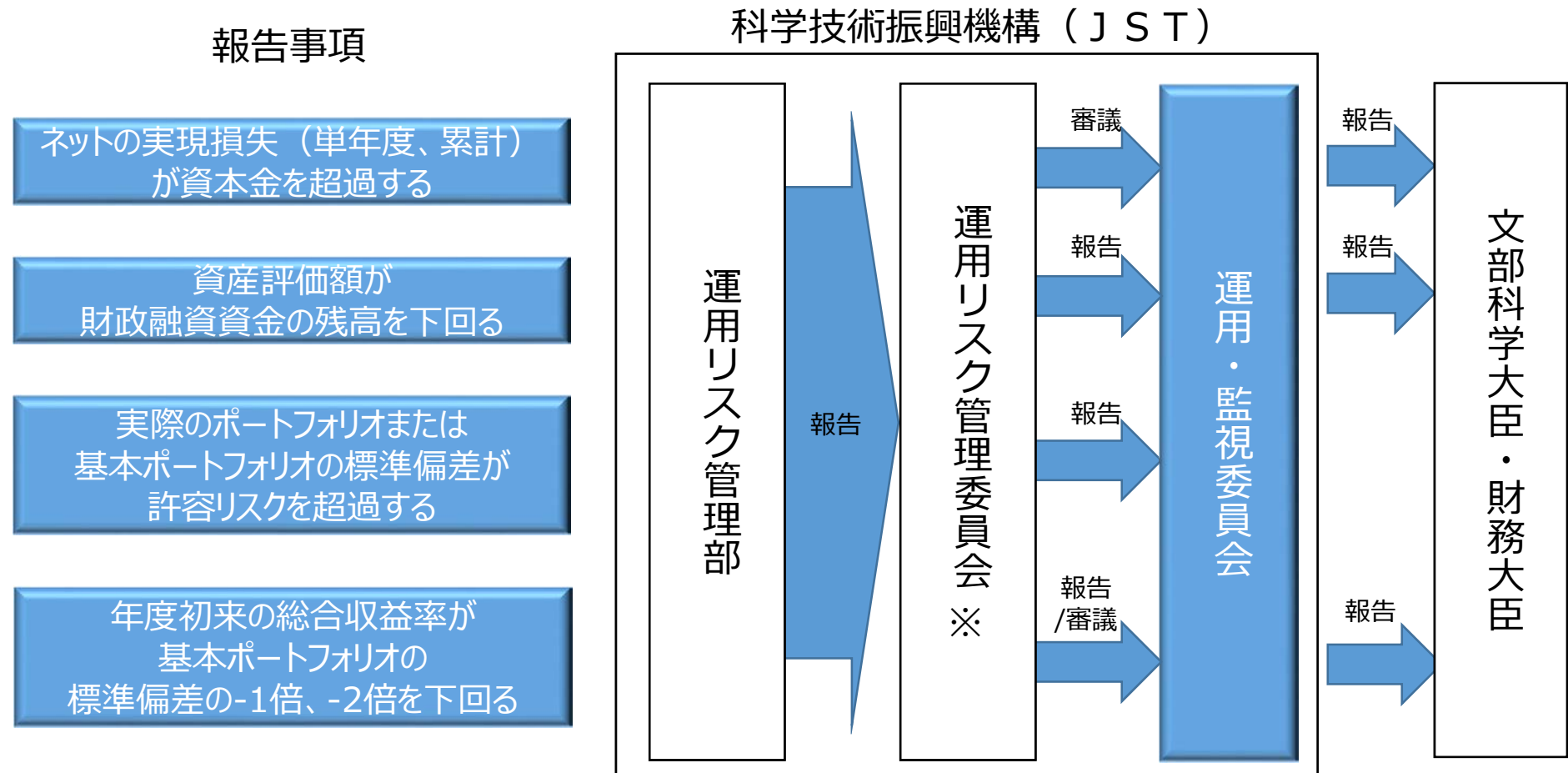
	機関	(前年度 4 Q)			(第 1 Q)			(第 2 Q)			(第 3 Q)			(第 4 Q)		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
四半期	投資委員会、 運用・監視 委員会	→ 年次の資産配分方針と合わせて チェックポイント等を検討												→ 年次の資産配分方針と合わせて チェックポイント等を検討		
		モニタリング結果のうちチェックポイントに該当した事項について、審議・報告														

年初計画に基づき、コントロール

月次	運用リスク管理 委員会、 投資委員会	モニタリング結果のうちチェックポイントに該当した事項について、事前協議・報告														

適宜	資金運用本部および運用リスク管理部にてモニタリングし、運用リスク管理部が以下の報告事項に該当すると判断する場合は、次ページの通り対応（別途チェックポイントを設定） ・ネットの実現損失（単年度、累計）が資本金を超過する。 ・資産評価額が財政融資資金の残高を下回る。 ・実際のポートフォリオまたは基本ポートフォリオの標準偏差が、許容リスクを超過する。 ・年度初来の総合収益率が、基本ポートフォリオの標準偏差の-1倍、-2倍を下回る。 *基本指針及び基本方針の内容によっては上記報告事項は変更の可能性がある。															

報告事項該当時の対応プロセス(JST検討中)



基本指針及び基本方針の内容によっては上記報告事項は変更の可能性がある。

※上記のケースでは、原則、投資委員会と同時の開催を想定

(2) 論点② その他の枠組みについて

<3. 大学への支援>

- 大学への助成にあたっての会計処理はどのように行われるのか。
- 運用益が出ない場合の仕組みをどうするのか。償還確実性を確保しつつ、長期運用目標を達成する観点から、特に運用立ち上げ期も含め、大学への支出額の水準をどのように考えているのか。
- 償還原資となる元本(財政融資資金)を毀損させずに、大学への支出は全て運用益から賄うこととなっている中、財政融資資金を確実に償還するためには、下方リスクに備え、相応の自己資本が必要ではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

→ 大学ファンドは、運用益をもとに大学への助成を行う。

→ 具体的には、

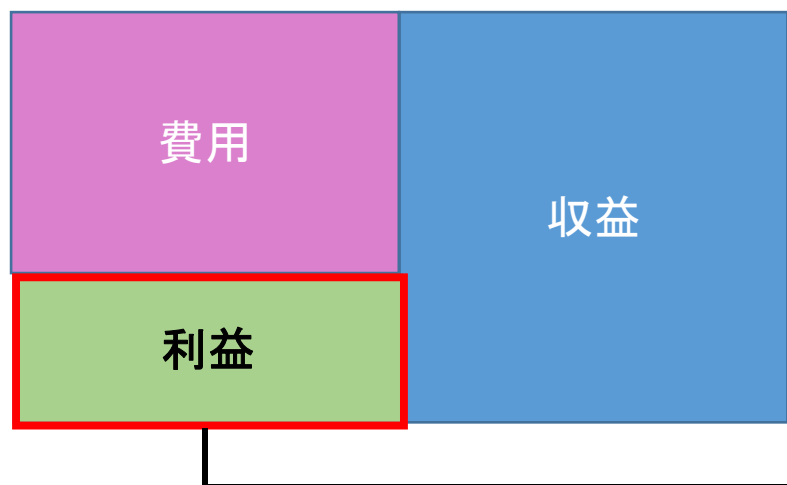
- ・ 4.38%(長期支出目標率3%+物価上昇率)以上(諸経費控除後)の運用収益率を長期的な目標とする中、当面の大学への支出上限は年間3,000億円(実質)。運用当初は、段階的にリスクテイクを行い、収益率を徐々に高めていくことを想定しているため、大学への支出についても、収益率や資本剰余金等の状況を踏まえ、段階的に拡大していくことを想定。
- ・ 大学ファンドの目的たる長期的・安定的な助成の実現を前提に、一時的な経済的下落時に運用益が出ない場合に備えた支援バッファとして、過年度の運用益の一部を資本剰余金として積むことを検討中(当面3,000億円×2年分)。
- ・ また、財政融資資金を確実に償還するために、下方リスクに備えた相応の自己資本として、大学への助成や支援バッファとして計上した後の残余の額は、全て積立金として計上することを検討。

※ 資本剰余金への振り替えは会計処理の特例として省令の改正を検討中。

【詳細は調整中。一連のフロー次頁】

独法通則法及びJST法による利益及び損失の処理などの会計処理のフロー

①利益が発生



②利益及び損失の処理

$$\text{利益} + \text{前期からの繰越欠損金} = \text{残余の額}$$

財務大臣協議

③目的積立金(当面約9000億円が上限)

1. 大学への助成
当面年間3000億円(実質)を上限に毎年度
国が設置する会議体で決定予定
2. 運用益の不足に備えたバッファー
当面6000億円
資本剰余金への振り替えを検討中※
※会計処理の特例として省令で措置予定

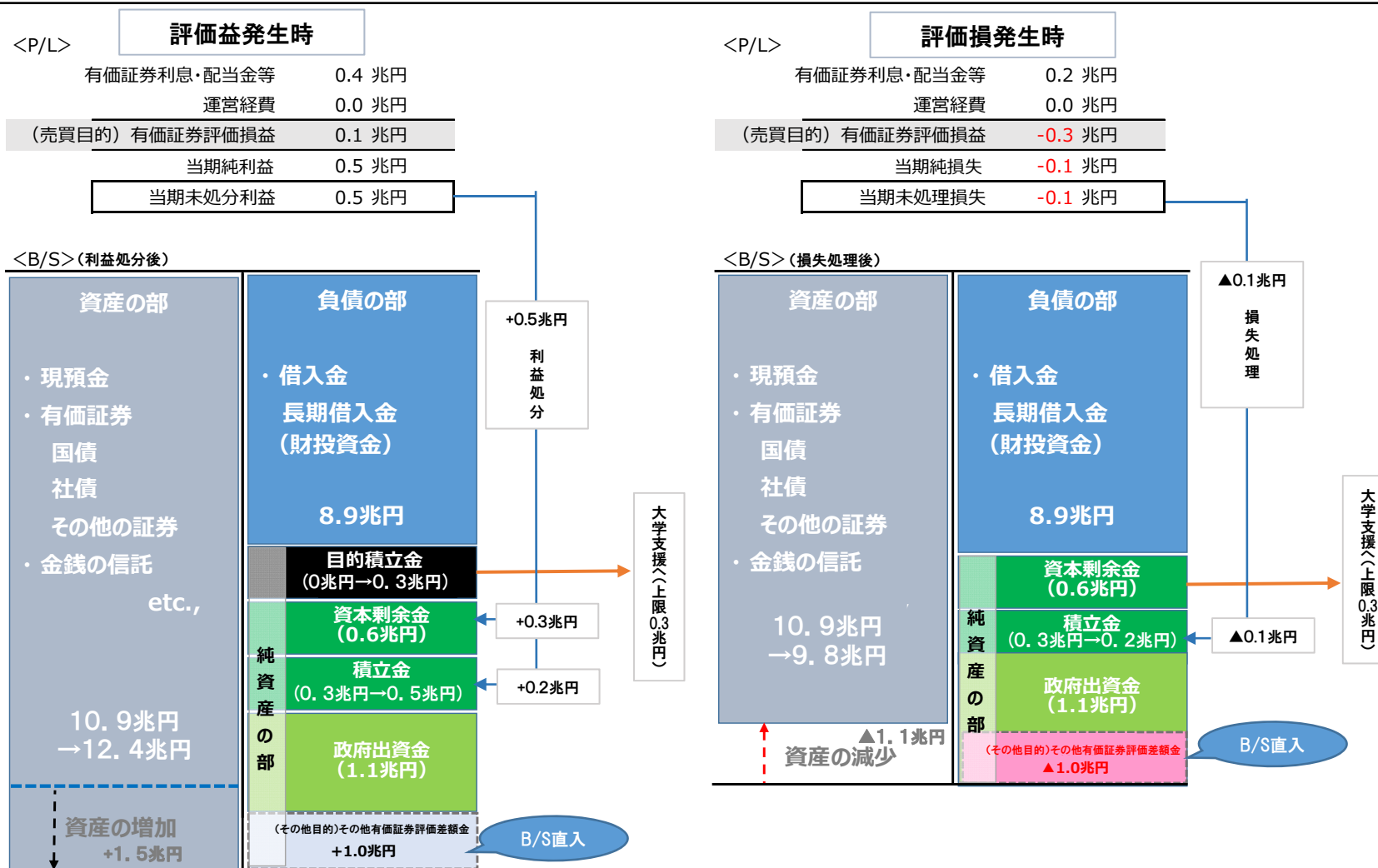
④積立金

$$\text{②の残余の額} - \text{③目的積立金} = \text{積立金}※$$

※下方リスクに備えた自己資本として機能

大学ファンドの財務諸表イメージ

- 有価証券の評価損益は、保有目的により取扱いが異なり、「売買目的」であればP/Lに計上され、「その他目的」であればB/Sの純資産の部に計上されるが、いずれも自己資本の変動要因となる。
- 下記は、前期末時点で10.9兆円(政府出資金1.1兆円、借入金8.9兆円がある前提で、資本剰余金0.6兆円、積立金0.3兆円を計上)の総資産があり、当期に評価益(左図)と評価損(右図)が発生した場合のP/LとB/Sを図示したもの。



(2) 論点② その他の枠組みについて

<3. 大学への支援>

- 財政融資資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認できるよう、今後の大学への支援額の決定等も含め、資金の貸し手である財務省も関与すべきではないか。

→ 今後検討予定。

- 大学への支援にあたっては、大学の自立を促す観点から、寄附金の拡充や大学債の発行等、自己収入の増加を促す仕組みとすべきではないか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

本ファンドの支援(※)に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

(※) 大学ファンドの財務の健全性を確保しつつ、安定的・継続的な支援の仕組みを構築する。政府の会議体を通じて国の資金が政策目的に沿って適切に使われているか確認し、大学への支援額の決定等を行う。

→ 大学ファンドによる大学への支援の基本的考え方は、現在、CSTI「世界と伍する研究大学専門調査会」において、下記のような検討がされており、同会合の最終まとめ(来年1月目途)において明確にしていく予定。

- ・ 大学ファンドは、世界と伍する研究大学が持つ知の適切な価値付けから、大学発ベンチャー、卒業生を含む関係者からの寄付、さらには大学独自のファンドの拡充などを通じて、新しい資金の流れを生み出し、その資金を新たな学問分野や若手研究者など、長期的視野に立って、次代の知の創出につながる研究基盤へ再投資されるといった好循環サイクルを生み出すための先行投資となることが期待される。
- ・ そのためにも大学ファンドから大学への支援は、外部資金の獲得実績などに応じてマッチングファンド的に決定すべき。

(2) 論点② その他の枠組みについて

<4. 大学ファンドの自立、JSTによる資金の自己調達努力>

- 支援対象となる大学は、大学ファンドにどのように資金拠出するのか。資金拠出にあたっては、何等かのインセンティブを与えるべきではないか。

(参考1) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの原資は、当面、財政融資資金を含む国の資金を活用しつつ、参画大学や民間の資金を順次拡大し、将来的には参画大学が自らの資金で基金の運用を行うことを目指す。

(参考2) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出^(※)を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

(※) 大学からの資金を払い戻す場合には、要件を満たした上で、大学ファンドの安定的な財務基盤を確保しつつ段階的に行う。

→ 参画大学による大学ファンドへの資金拠出のあり方については、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとするよう検討している。

- 国の資金活用が時限的であることを踏まえ、例えば、運用益により利益剰余金が拡大した場合は、財政融資資金の早期の繰上償還も検討すべきではないか。

(参考) 「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (令和2年12月8日閣議決定) (抜粋)

財政融資資金については、ファンドの自立を促すための時限的な活用とし、市場への影響を勘案しながら順次償還を行う。安全かつ効率的に運用し、償還確実性を確保するための仕組みを設ける。

→ 大学ファンドの政策目的や運用に支障がない場合、必要に応じ、早期に財政融資資金の繰上償還を行う旨、借用証書等に記載予定 (詳細は調整中)。

- JSTは、財投改革の趣旨を踏まえ、資金の自己調達(JST債の発行等)を行うべきではないか。

→ 市場環境や運用状況等を踏まえつつ、令和4年度中の自己調達 (JST債の発行) を目指す。

(2) 論点② その他枠組みについて、大学改革等について

<5. 将来的な各大学における大学固有基金の運営>

○ 各大学において具体的にどのように基金の組成や体制整備、ノウハウ蓄積等を行うのか。

(参考1) 「世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの資金運用の基本的な考え方」(令和3年8月総合科学技術・イノベーション会議決定)(抜粋)

将来的には各大学が基金を保持・運用していくことを目指す。

(参考2) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。

→ 各大学において独自基金の積立てが長期にわたって可能となるよう、国立大学法人法における積立金の特例などの制度改革を検討中。詳細は、CSTI「世界と伍する研究大学専門調査会」及び文部科学省「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」において議論中。具体の制度改革事項は同専門調査会の最終まとめ(来年1月目途)において明確にしていく予定。

→ 各大学における基金造成を視野に、JSTにおいて、長期運用に係る人材育成のための施策(OJTプログラム、戦略的な人事ローテーション等)を行う予定。

(2) 論点② その他枠組みについて、大学改革等について

<6. 参画大学の要件・大学改革>

○ 参画大学の具体的な要件等(参画大学数や配分の枠組み、資金使途等も含む)はどのようなものになるのか。また、いつ、どのように決めるのか。大学改革の制度設計とは具体的にどのようなものか。

(参考1) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

外部資金の拡大等の参画大学の要件を年内に具体化するとともに、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、10兆円規模への拡充について、本年度内に目途を立てる。

(参考2) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抜粋)

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。

世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。

→ 下記のような点が期待される数大学に対し、研究大学の機能強化、若手研究者の育成、優秀な博士学生の輩出、新たな学問領域の創出などの活動にファンドから支援を行うことを検討。

- ・ 我が国の研究力の飛躍的な増大や、次代の社会構造への変革につながる研究上の土壌(ポテンシャル)を有し、それを活用して次代の知の創出へとつなげる好循環サイクルを生み出すことができる。
- ・ この好循環サイクルを構築するため、事業成長の実現とそれを可能とするガバナンス(合議体による意思決定機関)を備えることができる。

→ これに係る関連法案について、次期通常国会に提出を目指す。具体の要件については、専門調査会最終まとめ(来年1月目途)に基づき、具体的な制度設計を進めて対象大学を決定し、令和6年度以降の支援開始を想定。(詳細は、CSTI「世界と伍する研究大学専門調査会」で議論中。)

(2) 論点② 大学改革等について

<6. 参画大学の要件・大学改革> (続)

○ 参画大学には、年3%の事業成長を求めるとのことだが、具体的にどのように実現するのか。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 (令和3年11月19日閣議決定) (抜粋)

本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を促進する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。

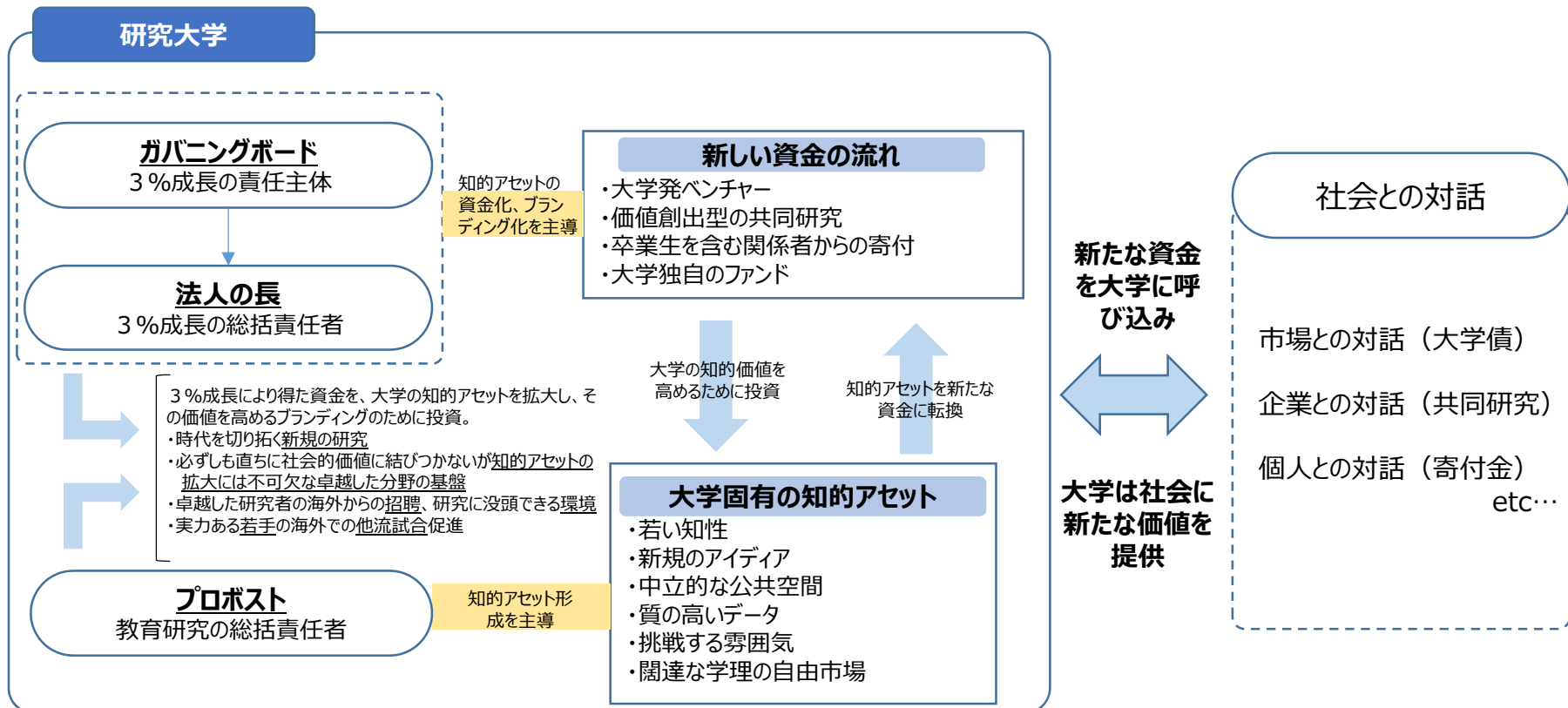
→ (2) 3. のとおり、大学ファンドからの支援と大学における外部資金獲得額等のマッチングを行うことで、大学に外部資金獲得を促進していくことを検討している。

○ また、参画大学においては、ガバニングボードが3%成長の責任主体であり、法人の長が3%成長の総括責任者であるとのことだが、具体的にどのような責任が生じるのか。

→ ガバニングボードは3%成長や事業戦略の立案を行い、法人の長は総括責任者としてこの実行を担うことを想定している。その責任の在り方については、大学種別によって異なると考えられるが、3%成長の未達が一定期間続く場合には、政府による「特定研究大学(仮称)」の指定の取消、大学ファンドによる支援の打切りなどが想定され、その原因を踏まえた責任を負うことになると考えている。

新しい資金の流れと研究基盤の形成

- 欧米の研究大学はこの15年で事業規模を大きく拡大（スタンフォード大学の事業規模は今や東大の3倍）。
- 我が国の研究大学がこれらの大学と伍するためには、長期的視野に立って大学の事業収入を拡大することが必要。
- 具体的には大学ファンド支援対象大学は年3%の事業収入の拡大にコミット。
- そのためには、大学固有の知的アセット（若い知性、新規のアイデア、中立的な公共空間、質の高いデータ、挑戦する雰囲気、闊達な学理の自由市場）を適切にプライシングし、大学発ベンチャー、価値創出型の共同研究、卒業生を含む関係者からの寄付、大学独自のファンドの拡充などが確実に行われる仕組みが必要。
- このように研究大学が高い学術研究水準を活かして現在の産業構造において社会的価値を創出し、新しい資金の流れを作り、その中で次代を切り拓く、これまで全く思いもつかなかった新しいアイデアの研究や若手研究者、博士課程学生などの支援、日は当たらないけれども大学の知的アセットの充実のためには欠かせない分野の基盤の形成などに投じるという「両利きの経営」は大学の公共性にとっても重要。



大学ファンドにより実現を目指す大学像

- 世界トップクラスの研究者が集まり活躍できる環境を作るための研究大学としての機能を強化し、優秀な博士人材を輩出するとともに、若手研究者の育成を通して、強い学問領域を創出・育成。
- 国内外の若手研究者が「ここで研究したい」と強く思う魅力的な研究環境を持ち、彼らがやる気に満ち溢れて活躍出来る場を提供する、いわば我が国の大学全体としての研究力向上を牽引する大学となること。
- 社会的価値の創出に繋がることを念頭において、起業家の輩出・育成や、エマージングテクノロジーへの果敢な挑戦を通じた新たな成長分野の創出、さらにはカーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換に向けて大胆なビジョンを描き、社会の多様な主体と常に対話しながら、活動を展開すること。

